

第2次栗原市総合計画 後期基本計画

(令和4年度～令和8年度)

(案)

令和3年 月

宮城県栗原市

目 次

計画策定の指針	1
---------	---

1 序 論

① 策定趣旨	4
② 計画の構成と期間	5
③ 持続可能な開発目標(SDGs)との関係	6
④ 新型コロナウイルス感染症への対応	8
⑤ 人口の将来予測	9

2 基本構想

① 将来像	13
② 基本方針	15
③ 土地利用構想	18

3 基本計画

① 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまちを創るために	22
② 子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまちを創るために	34
③ 健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまちを創るために	46
④ 地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまちを創るために	58
⑤ 市民がまちづくりを楽しめるまちを創るために	70
重点① 放射能対策プロジェクト	82
重点② 地方創生の取り組み	84

資料編	91
-----	----

計画策定の指針

1 計画策定の意義

本市では、平成29年（2017年）度から令和8年（2026年）度を計画期間とする「第2次栗原市総合計画」に基づき、市政運営の基本理念に掲げた『市民が創る くらしたい栗原』の実現に向け、着実にその歩みを進めてきました。

令和3年（2021年）度で第2次総合計画の策定から5年が経過し、10年間の計画期間の折り返しを迎えることから、急速な少子高齢化の進行や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会情勢の大きな変化に対応しつつ、SDGsやSociety5.0といった新たな視点を採り入れ、かつ、地方創生の取り組みを引き続き総合計画と一体的に推進していくために「栗原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる理念を統合した上で、今後5年間のまちづくりの指針として、令和4年（2022年）度から令和8年（2026年）度を計画期間とする「後期基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

総合計画は、行政運営の指針であるとともに、市民や団体などのまちづくり活動に対する指針となることから、次のように位置付けられます。

①まちづくりの最上位計画

総合計画は、栗原市過疎地域持続的発展計画、栗原市国土利用計画、その他各種個別計画の指針となり、まちづくりの最上位に位置付けられる計画とします。したがって、各種個別計画の策定にあたっては、その方向性や施策について、総合計画を基本とします。

②計画的・効率的行政運営

総合計画は、まちづくりの総合分野を包括するものであり、長期的展望に立った計画的、効率的行政運営の指針を示す計画とします。

市民ニーズが多様化する中で、より効率的な行政運営が求められており、施設などハード面のみならず、実施する事業や施設の運営方法などソフト面についても十分考慮した計画とします。

③市民・民間活動との連携

市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、総合計画は行政運営のみならず、市民や団体など民間活動の指針として、まちづくりへの参画方法や活動方向を明らかにするとともに、活動の誘導、支援などを行う計画とします。

④栗原市の個性

少子高齢化、人口減少の進行により、地方創生の取り組みなど、地方自治体の主体性や独自性が問われており、市民が“栗原市を誇れるまちづくり”に努める計画とします。

⑤地方創生の位置付け

総合計画は、人口減少社会における市政運営の基本的な指針であり、引き続き地方創生の取り組みと一体的に推進していくため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「地方創生法」という。）第10条に基づく、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置付けます。なお、本市の地方創生の理念や取組方針は、基本計画の重点に位置付けます。

1

序 論

1

策定趣旨

2

計画の構成と期間

3

持続可能な開発目標（SDGs）との関係

4

新型コロナウイルス感染症への対応

5

人口の将来予測

（栗原市人口ビジョン）

① 策定趣旨

市民の知恵と力を結集し、将来につながる夢を描きます

栗原市は、平成17年（2005年）4月1日に誕生しました。

平成19年（2007年）3月に新しいまちづくりの指針となる『栗原市総合計画』（計画期間：平成19年（2007年）度～平成28年（2016年）度）、さらに、平成29年（2017年）9月には『第2次栗原市総合計画』（計画期間：平成29年（2017年）度～令和8年（2026年）度）を策定し、魅力ある栗原市を目指して、市独自の各種施策に取り組んできました。

栗原市が誕生して12年が経過し、この間に、平成20年岩手・宮城内陸地震、東日本大震災、平成27年（2015年）9月関東・東北豪雨災害と、未曾有の大規模自然災害に見舞われながらも、市民と行政、そして関係機関が一丸となって乗り越え、さらなる発展に向かって歩みを進めてきました。

市がさらに発展し存続していくためには、栗原市の将来を見据え、市民が知恵と力を結集し、主体となって地域づくりに取り組むことが重要です。

第2次栗原市総合計画後期基本計画は、市民の自主的な活動を行政が的確に支援するこれまでの取り組みを継承し、将来につながる夢を描きます。

社会変動に揺るがない安定した市民生活の持続を目指します

わが国は、急速な少子高齢化による本格的な人口減少社会に突入し、さらに、首都圏と地方の格差が拡大する中、公共施設や社会基盤の老朽化、多発する大規模な自然災害への対策など、これまでに経験したことがない社会状況に対応する必要性が高まっています。

こうした中で、栗原市が、将来にわたって持続可能な都市となるためには、これまで築き上げてきた行財政基盤をさらに強化し、市民との密接な協働によるまちづくりの取り組みを、今後も継続して推進していくことが必要です。

恵まれた自然環境を生かして、都市等からの移住・定住を促進しながら、すべての市民の、生活の質的向上を目指します

農村から都市への人口流出が続いている状況の中、都市住民の中で、若者を中心に新たな生活スタイルを求める「田園回帰」の動きや、定年退職を契機とした豊かな自然に恵まれた農村部への定住志向の高まり、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした地方移住への関心の高まりがみられます。

栗原市は、豊かな自然環境を生かし、新たな居住環境として栗原市を選択した人々を受け入れながら、子どもから高齢者まで、すべての市民が充実した人生をおくることができる生活環境の実現と、市民生活の「質」を高めるまちづくりを目指す指針として、第2次栗原市総合計画後期基本計画を策定します。

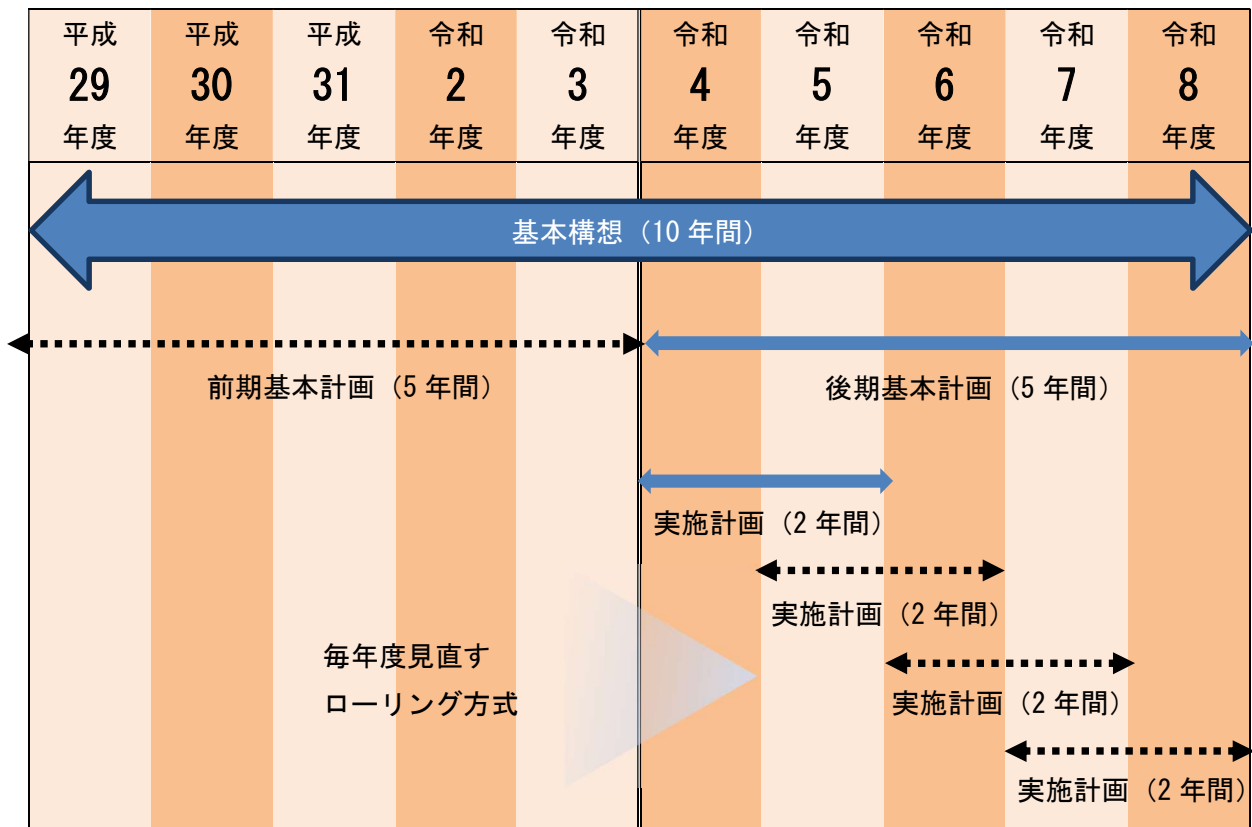
②計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成します。

計画の期間は、基本構想の計画期間を10年間、平成29年（2017年）度から令和8年（2026年）度までとし、基本計画は施策体系を示す計画として、前期計画を平成29年（2017年）度から令和3年（2021年）度までの5年間、後期計画を令和4年（2022年）度から令和8年（2026年）度までの5年間とします。

実施計画は、基本計画に基づき、社会経済情勢の変化を見極めながら、各年度の予算編成と連動して計画する2年間の計画となり、毎年度見直しを行います。

計画期間内においては、柔軟かつ効率的に事業展開ができるよう、適切な計画の進行管理を行います。



③持続可能な開発目標(SDGs)との関係

平成27年(2015年)9月に国際連合で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)は、令和12年(2030年)を目標年とし、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け、貧困の撲滅や教育の充実、働きがいと経済成長の両立、気候変動への対策、陸や海の豊かさを守るといった17のゴール(目標)とそれを実現するための169のターゲット(具体目標)から構成される「世界共通の目標」です。



- 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 4 すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
- 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
- 9 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る
- 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

第2次栗原市総合計画に掲げる市政運営の基本理念「市民が創る くらしたい栗原」は、SDGsの考え方と合致していることから、後期基本計画にSDGsの多様な目標を採り入れるとともに、本市が抱える諸課題を解決するため、SDGsの取り組みを市民と共に推進します。

各施策と17のゴールとの関連性

将来像	基本方針	施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17			
			貧困をなくそう	飢餓をゼロに	全ての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和を公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう			
I	1	①			●			●	●	●			●	●	●							
		②						●					●									
		③											●									
	2	①				●								●								
		②				●								●								
		③												●								
	3	①												●		●			●	●		
		②				●								●					●			
		③				●								●					●		●	
II	1	①			●									●					●			
		②			●	●								●					●			
		③				●		●														
	2	①				●								●								
		②				●								●								
		③				●								●								
	3	①				●								●					●	●		
		②				●								●					●	●		
		③				●								●					●	●		
III	1	①			●								●									
		②	●			●							●									
		③			●	●																
	2	①	●			●					●											
		②			●	●					●											
		③			●	●					●											
	3	①			●	●																
		②			●	●																
		③			●	●																●
IV	1	①		●						●								●				
		②		●						●								●				
		③		●						●												
	2	①		●						●		●										
		②								●		●										
		③								●		●										
	3	①								●												
		②								●												
		③								●					●						●	
V	1	①												●						●		
		②												●						●		
		③												●						●		
	2	①												●						●		
		②												●						●		
		③												●						●		
	3	①					●												●	●		
		②																	●	●		
		③																	●	●		

④ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、令和元年（2019年）12月に発生が報告されて以来、世界各地で急速に感染が拡大し、本市においても令和2年（2020年）1月に対策本部を設置して、県や関係機関と連携しながら蔓延防止対策に取り組んできましたが、今後の推移は依然として不透明な状況にあります。

外出自粛や休業要請等に伴う消費の低迷や観光客の減少、イベントの中止などにより、飲食業や宿泊業をはじめとして地域経済に大きな影響が生じており、長期的な視点に立った経済対策や雇用対策が必要となっているほか、市民生活においては、『3密』（密集・密接・密閉）の回避や手洗いの徹底、人との距離の確保などの「新しい生活様式」の実践が求められています。

そうしたことから、後期基本計画の施策の推進に当たっては、感染症への対応と経済活性化の両立の視点を採り入れ、新しい生活様式を実践しながら、あらゆる場面において感染症への対策を常に意識し、社会情勢や市民及び事業者等のニーズに応じた取り組みを進めてまいります。

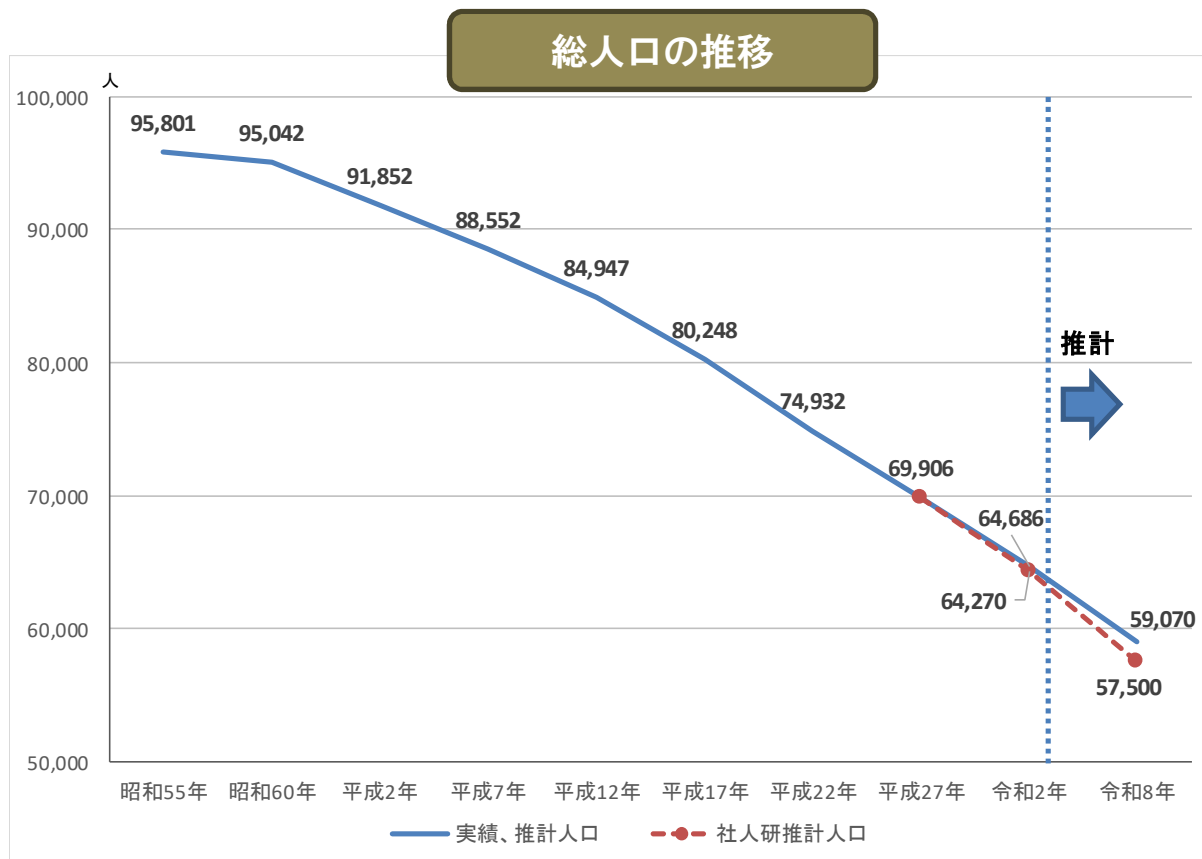
⑤人口の将来予測

令和8年(2026年)における栗原市の計画人口 → 59,100人

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計（平成30年（2018年）3月）によると、栗原市の総人口は、平成27年（2015年）の69,906人が、令和2年（2020年）には64,270人、令和7年（2025年）には58,577人、令和27年（2045年）には37,496人になると見込まれ、30年間で4割以上減少するとされています。なお、令和2年（2020年）の人口は、令和2年（2020年）国勢調査の速報値によると64,686人となっています。

栗原市では、平成28年（2016年）2月に、「栗原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に合わせて「人口ビジョン」をつくりましたが、この度、第2次栗原市総合計画後期基本計画の策定にあたって、将来推計人口の検証を行いました。（推計結果は、資料編「人口ビジョン」参照。）

社人研の推計手法による令和8年（2026年）の推計人口は57,500人ですが、第2次栗原市総合計画の計画期間においては、子育て・教育環境の充実、雇用機会の創出など若年層の移住・定住促進施策を積極的に実施し効果を上げることによって、令和8年（2026年）の推計人口を59,070人と見込み、計画人口としては前期基本計画と変わらず、59,100人と設定します。

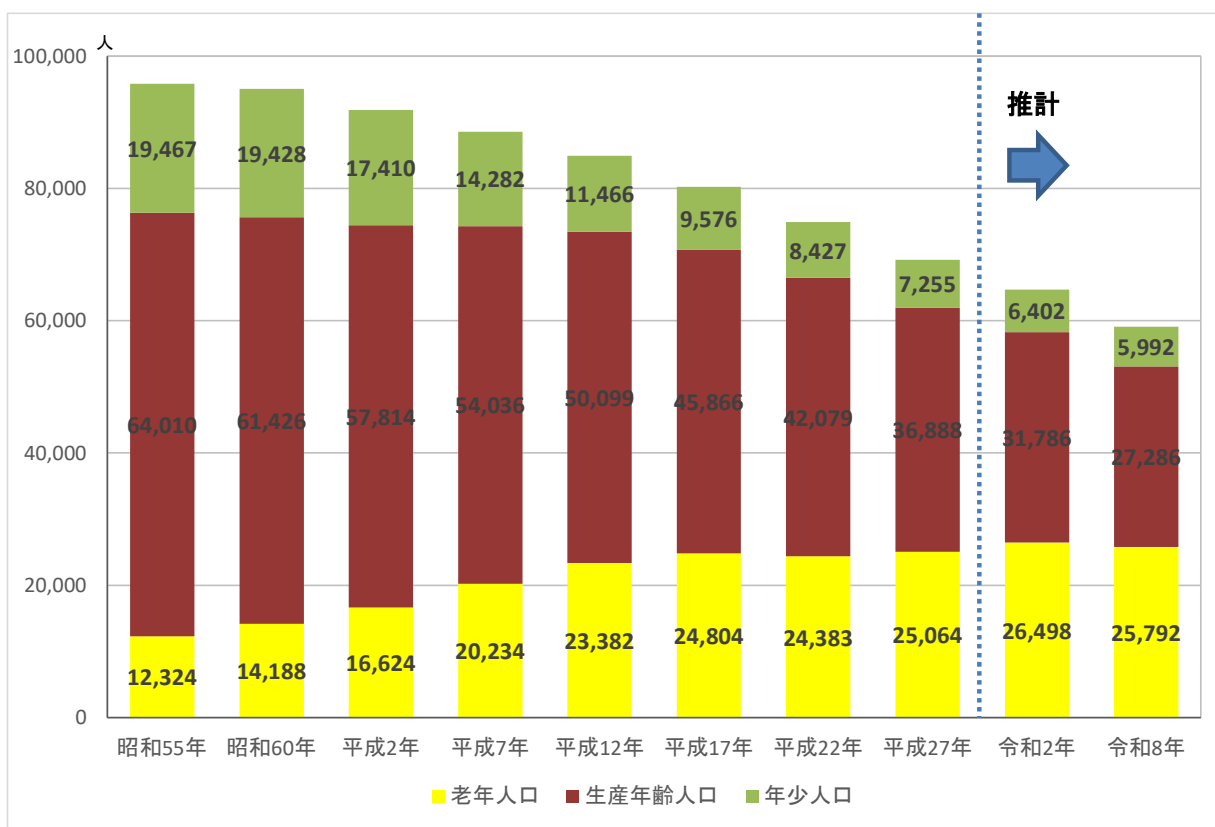


注) 令和2年（2020年）の人口は、令和2年（2020年）国勢調査による速報値です。

■ 年齢構成

令和8年（2026年）における栗原市の計画人口を59,100人と設定すると、その年齢構成は、年少人口（15歳未満）が約5,990人に、生産年齢人口（15～64歳）は約27,290人になり、老年人口（65歳以上）が約25,790人になると推測されます。

年齢構成(人口)

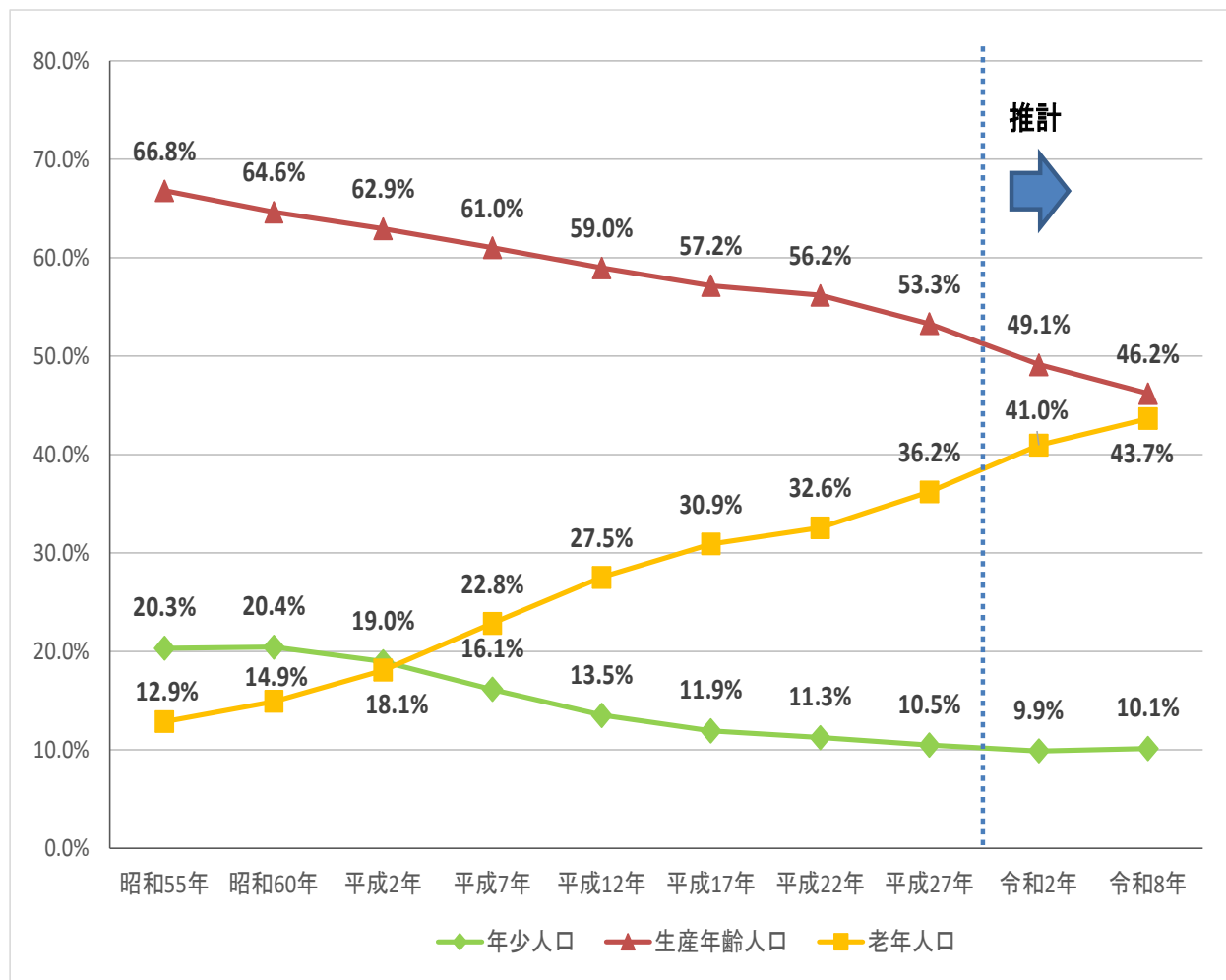


注1) 人口において、平成2年（1990年）には4人、平成17年（2005年）には2人、平成22年（2010年）には43人、平成27年（2015年）には699人の年齢不詳者がいるため、各年の総人口の公表数値と一致しません。

注2) 令和2年（2020年）の年齢構成人口は、令和2年（2020年）国勢調査による速報値（総人口）を基に推計しています。

各年齢区分別人口の総人口に対する割合をみると、生産年齢人口と年少人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加する傾向が明確となり、栗原市の高齢化率は、令和8年（2026年）には43.7%になることが推測されます。

年齢構成(割合)



注) 令和2年（2020年）の年齢構成割合は、令和2年（2020年）国勢調査による速報値（総人口）を基に推計しています。

2

基本構想

1

将来像

2

基本方針

3

土地利用構想

1

将来像

古来より栗駒山を水源とする清らかな水が、複数の河川を經由して、栗原で暮らす人々の生活に繁栄をもたらせてきました。栗原の歴史は、自然環境と人々の日常生活が良好な関係を築いてきた歴史でもあります。

そして現在においても、先人から引き継いできた自然が多く残されており、都市型の生活環境に疑問を感じている現代人が抱く「自然と共生しながら自分らしく生きるための理想的な生活環境」への憧れを受け入れる可能性を残しています。

これからの栗原市において、恵まれた自然環境を生かし、国際的視野と情報を携えた、人間社会が築くべき環境と共生する理想的な生活空間を創造するために、市政運営の理念として掲げた、

「市民が創る くらしたい栗原」

を前総合計画から継承し、市民が主体的になって地域づくりに取り組むこれまでのまちづくりをさらに進めるため、次のとおり市の将来像を提示します。

I 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまち

美しく豊かな栗原の自然は、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠かすことのできないものであり、私たちには、この自然を守り次世代へ継承していく責務があります。貴重な財産である自然との共生と地域の個性や特色を形成する景観の保全を念頭に置いた社会資本整備を進め、市の中核機能地域を形成し、田園都市としての魅力を高め、都市等からの移住・定住を促進します。

また、心の豊かさを育み、市民の誰もが充実した生涯をおくるための学習機会の提供や、優れた文化・芸術等に触れる機会を提供するなど、市民生活の「質」を、より一層高める取り組みを推進します。

さらに、近年多発している大規模な自然災害から市民の生命や財産を守ることができるまちづくりを進めるとともに、自主防災組織の活動支援などにより地域の防災力の向上を図ります。

また、地域と連携した消防体制の充実を図り、より一層、安全で安心な生活環境の整備を目指します。

II 子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまち

我が国においては、かつて経験したことのない急速な少子高齢化、人口減少が進行しています。こうした状況に歯止めをかけるため、結婚・妊娠・出産を希望する人への支援を充実して子育ての不安を解消し、安心して子育てができる環境整備を推進します。

また、将来の栗原市を担う子どもたちのために、安全で安心して学べる教育環境を提供し、自然を楽しみながら、生まれ育った地域で学ぶことによって身につくふるさとに対する誇りと、豊富な知識と感性を育てていく教育を、地域ぐるみで推進します。

Ⅲ 健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまち

少子化や高齢化の進行とともに、生産年齢層の核家族世帯と高齢者のみの世帯が増加している栗原市では、人口構成や生活環境の変化に対応した保健、医療、福祉が連携する総合的な施策の実施が必要となります。

健康づくりへの市民の自主的な取り組みを支援して、市民が互いに支え合う地域づくりを目指すとともに、市民の誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるよう地域全体で支える体制を構築します。

また、市立病院の機能維持に努めるとともに、地域医療を支える人材の確保と育成を図り、市民が安心して暮らせるための地域医療を守ります。

Ⅳ 地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまち

市内の産業が活力を持ち、市民が地域で働く場を確保するため、各種産業分野において、栗原市の特色や利点を活用した産業振興施策に取り組みます。特に、市の基幹産業である農業の振興については、多様な経営感覚を備えた農業者等の育成と、生産基盤の強化を図る施策を推進します。

特色ある地場産品のブランド化や、栗原らしさを生かした販売力ある商品づくりに取り組むとともに、生産から加工、流通・販売まで対応できる体制づくりを支援します。

また、高速交通体系などの地の利を生かした企業誘致を一層推進し、既存企業との取引拡大や企業間の連携を促進して、産業拠点の形成を目指します。

「交流」をテーマとした地域資源を再発見し活用する「田園観光都市（*注）」づくりに磨きをかけ、国内外から多くの人々が訪れる賑わいがある地域づくりを目指します。

*注「田園観光都市」…田園地域の魅力＝「光」を「観^みせる」ことで交流を促し、活性化を目指すまちづくり。

Ⅴ 市民がまちづくりを楽しめるまち

各地区の小さなコミュニティが、自主的に地域の課題解決に取り組めるよう自治会など、まちづくりに関わる多くの主体や人材の育成に努め、市民による市民のためのまちづくりへの取り組みを支援し、市民が生きがいを感じ、楽しみながらまちづくりに参加できる社会を目指します。

また、市民との情報共有を高め、市民の声を市政に反映させる仕組みを充実させるとともに、的確な市民ニーズの把握に努め、市民満足度を向上させる行政サービスを提供します。

2 基本方針

I 恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまちを創るために

1. 美しい景観を守り、豊かな自然と共生した多様な暮らしを満喫できる生活環境を形成します

- ①自然と共生した生活環境の創造と資源循環型地域社会を目指します。
- ②地域の生活基盤の向上と、都市機能が集積された市の中核機能地域を形成し、魅力ある田園都市を目指します。
- ③豊かに暮らせる田園都市としての魅力を高め、人口流出抑制と都市等からの移住・定住を促進します。

2. 豊かな心と文化を育み、生涯を通じて学べるまちづくりを目指します

- ①市民による多様な文化芸術活動を支援します。
- ②市民が自主的に生涯学習を楽しめる環境づくりを推進します。
- ③栗原の歴史遺産や地域の伝統文化を守り、次代に継承します。

3. 安全・安心なまちづくりを推進します

- ①「自助・共助・公助」に「近助（*注）」を加え、防災・減災の取り組みを推進し、多発する大規模自然災害に強い地域づくりを目指します。
 - ②防犯及び交通事故防止の視点に立った安全な地域づくりと、市民生活を脅かす多様化する問題に取り組めます。
 - ③市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の充実を図ります。
- *注「近助」…「自助」と「共助」の間をつなぐ近隣住民同士の見守り、助け合いの精神。

II 子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまちを創るために

1. 結婚・出産・子育てが安心してできる環境を目指します

- ①結婚・妊娠・出産を希望する人への支援の充実を図ります。
- ②子どもが心身共に健やかに成長するように、保健・医療・福祉の充実を図ります。
- ③地域ぐるみで子育てに取り組む体制を整え、ゆとりある子育て環境の充実を図ります。

2. 次代を担うたくましい子どもを育成します

- ①夢や志の実現に向けて、自ら学び自ら考え行動でき、国際的視野を持った子どもを育てる教育を推進します。
- ②ふるさとに誇りを持ち、命を大切に、高い志と思いやりを持つ子どもを育てる教育を推進します。
- ③子どもの心と体の健康づくりと、体力の向上を図ります。

3. 人とつながり、支え合い、互いに高め合う子どもを育てる環境を目指します

- ①学校・家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。
- ②配慮が必要な子どもへの支援と、教育相談体制の充実を図ります。
- ③安全で安心して学べる教育環境の充実を図ります。

Ⅲ 健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまちを創るために

1. 誰もが健康で安心して暮らせる環境をつくります

- ①すべての市民が元気に活動できるように、健康増進の施策を推進します。
- ②障がい者の社会参加の促進と自立した生活を支援します。
- ③市民の健康保持と体力向上を図るため、市民が自主的に行うスポーツやレクリエーションを楽しめる環境づくりを推進します。

2. 高齢者が生きがいを持ち、互いに支え合うまちを目指します

- ①高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します。
- ②健康づくりと介護予防を推進し、健康寿命の延伸を目指します。
- ③地域包括ケアシステムの深化及び推進を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

3. 市民が安心して暮らせるための地域医療を守ります

- ①市立病院の機能維持に努めます。
- ②地域医療を支える人材の確保と育成に努めます。
- ③地域の医療機関との連携を密にし、地域医療を守ります。

Ⅳ 地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまちを創るために

1. 持続可能な農林業の育成と栗原ブランドの確立に取り組めます

- ①将来にわたり持続可能な農林業を目指し、多様な経営感覚を備えた農業者等の育成を図ります。
- ②効率的で安定的な農林業の実現に向け、生産基盤等の強化を図ります。
- ③意欲のある生産者に対し、生産から加工、流通・販売まで対応できる体制づくりを支援するとともに、広く認められる栗原ブランドの確立を目指します。

2. 産業育成と企業誘致による産業拠点を形成します

- ①優れた高速交通体系など地の利を生かした企業誘致を進めるとともに、既存企業との取引拡大や企業間の連携を促進し、産業拠点の形成を目指します。
- ②市内での創業・起業を支援するとともに、既存企業の経営安定化と雇用機会の創出に取り組めます。

- ③空き店舗の活用促進など、新たな事業展開や新規参入を目指す事業者等による、賑わいのある商店街づくりを支援します。

3. 地域資源を生かした広域観光戦略を構築し、栗原市を発信します

- ①観光推進体制づくりに取り組むとともに、効果的なマーケティングの実施により、観光戦略を推進します。
- ②多様な地域資源を生かした「田園観光都市」づくりを発展させ、栗駒山麓ジオパーク（*注）などを活用し、交流人口の拡大を目指します。
- ③市民の「おもてなし意識」を高めながら、自然環境の豊かさや歴史・文化を共有できる国内・国際交流の推進と、インバウンド（*注）の誘客促進に取り組みます。

*注「栗駒山麓ジオパーク」…平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震で被災した栗駒山麓崩壊群の地形・景観などを防災教育、学術研究、観光に活用し持続可能な地域づくりを進めるため、市全域をエリアとしたジオパークとして、平成27年(2015年)9月に日本ジオパークに認定された。

令和3年(2021年)6月現在、国内43の地域が日本ジオパークに認定されており、そのうち、9地域がユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の定める理念に基づいて、世界ジオパークにも認定されている。

*注「インバウンド」…海外から日本を訪れる観光客。

V 市民がまちづくりを楽しめるまちを創るために

1. 小さなコミュニティを大切にされた地域づくりを推進します

- ①「自助・共助・公助」に加え、これまで培ってきた「近助」の精神を財産に、コミュニティの活性化につながる活動を支援します。
- ②地域の課題解決に市民が主体的に取り組むことを推進します。
- ③地域の個性ある魅力的な取り組みを支援し、地域間の連携を促進します。

2. 市民が自ら行うまちづくり活動を支援します

- ①自治会などによる自主的な市民活動を支援し、市民が生きがいを感じ、楽しみながらまちづくりに参加できる社会を目指します。
- ②公益活動を行う団体などの育成に努め、協働のまちづくりを進めます。
- ③男女が互いに尊重し、対等な立場でまちづくりに取り組むことを推進します。

3. 市民満足度を重視した効率的な行政サービスを行います

- ①多様な市民ニーズを把握して、満足度が高まる行政サービスを提供します。
- ②市民との情報共有を高め、市民の声を市政に反映させる仕組みを充実させます。
- ③徹底したコスト削減を行い、効率的で安定した行財政運営に取り組みます。

1. 土地利用構想の基本政策

限られた資源である土地は、人が文化的生活を営むための基礎であり、地域の発展や生活と深い関わりをもつものです。

したがって、土地利用は、自然的、社会的、経済的、文化的条件や歴史などに配慮し、公共の福祉を優先しながら、長期的な展望のもとに、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

将来像の実現に向けて、多くの人が集い、やすらぎ、活発な産業活動が展開され、地域の活力が持続的に高まっていく土地利用を目指します。

2. 土地利用構想の施策

[1]豊かな自然環境の保全と生活空間としての活用

国定公園に指定されている栗駒山、ラムサール条約（*注）湿地の伊豆沼・内沼と蕪栗沼・周辺水田に代表される美しい自然は、公益的な機能を持つ貴重な財産です。また、栗駒山の山頂から伊豆沼・内沼などを含む平野部までの広いエリアが「栗駒山麓ジオパーク」として、日本ジオパークに認定されています。市民生活をより豊かにするために、保全と活用のバランスが取れた計画的な土地利用を推進します。

*注「ラムサール条約」…特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約で、昭和46年（1971年）2月2日、イランのラムサールで作成された。

[2]農業振興と田園風景の保全

農地は、食料供給の大切な空間であるとともに、洪水防止などの多面的機能を有し、緑豊かな田園風景を形成する重要な要素の一つです。この景観保全に十分に配慮しながら、基幹産業である農業の、より一層の生産基盤強化を図るために、優良な農地を確保・整備していきます。

[3]商工業の振興に向けた基盤整備

消費者ニーズの多様化や高齢化社会に対応した地域経済の基盤を整備するため、親しみやすく魅力的な商業地形成への支援や、既存産業の良好な事業環境を整備するとともに、市内の有利な高速交通網と築館インター工業団地及び若柳金成インター工業団地の2つの工業団地を最大限に活用した産業集積拠点の形成を目指し、新しい産業の立地・育成のために必要な措置を講じます。

[4]田園都市としての質的向上に向けた新たな中核機能地域の形成

国道4号築館バイパスや、みやぎ県北高速幹線道路など、高速交通網の結節点となる、東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの地域を、新たに中核機能地域として位置付け、将来的な市民ニーズへの対応や、交流人口の増加を図るために必要な施策を講じます。

あわせて、市内各地区における市民生活の質的向上を図るため、生活基盤の整備や利便性が高い交通ネットワークの構築等を推進し、広い市域の効果的な土地利用を推進します。



[5]災害に強いまちづくりの推進

防災基盤の強化を図り、市民が安全に安心して暮らすことができるよう、地震や風水害等の自然災害に備えた土地利用、さらには被害を最小限に抑える防災・減災を目指した土地利用を推進します。

3

基本計画

〔施策体系〕

I

恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまちを創るために

II

子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまちを創るために

III

健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまちを創るために

IV

地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまちを創るために

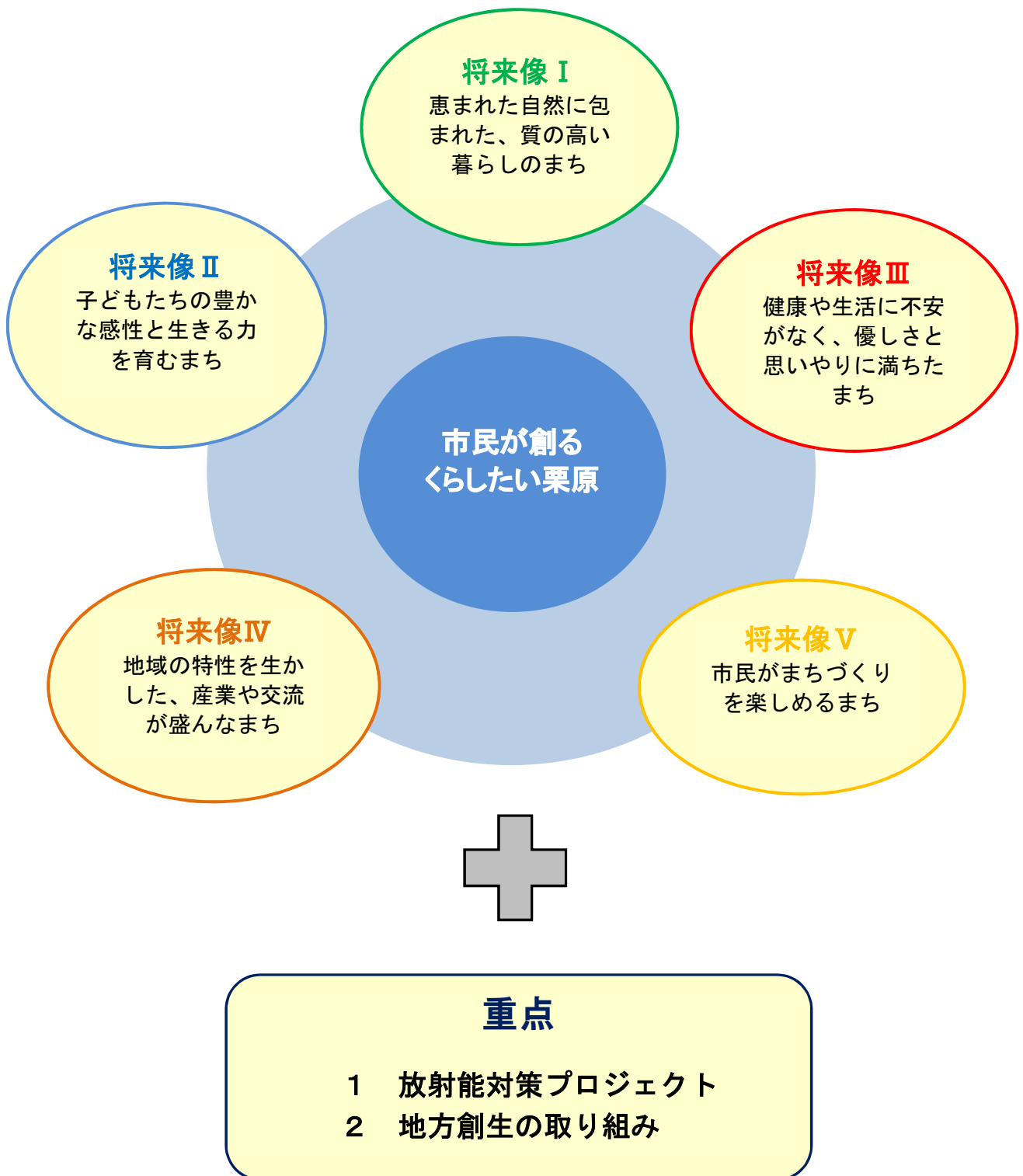
V

市民がまちづくりを楽しめるまちを創るために

重点

- ①放射能対策プロジェクト
- ②地方創生の取り組み

[基本計画の概要]



I

恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまちを
創るために

方針 **1** 美しい景観を守り、豊かな自然と共生した
多様な暮らしを満喫できる生活環境を形成します



施 策

- ①自然と共生した生活環境の創造と資源循環型地域社会を目指します。
- ②地域の生活基盤の向上と、都市機能が集積された市の中核機能地域を形成し、魅力ある田園都市を目指します。
- ③豊かに暮らせる田園都市としての魅力を高め、人口流出抑制と都市等からの移住・定住を促進します。

施策 I-1-①



①自然と共生した生活環境の創造と資源循環型地域社会を目指します。

快適で魅力ある生活環境の創造に向け、豊かな自然環境を後世に引き継ぎ、美しい景観を保全・維持しながら、地球にやさしい自然エネルギーの活用や、環境への負荷を低減する資源循環型社会の構築を目指します。

現状と課題

- 栗駒山麓ジオパークが有する栗駒山や伊豆沼などの豊かな自然、地域特有の歴史文化などのすばらしい景観を保全・維持し、魅力ある生活環境として実感できる施策を推進する必要があります。
- 市内には公園が数多くあり、施設の老朽化が進んでいます。お年寄りから子どもまで、心からやすらぎを実感できる空間として公園を適切に維持管理するとともに、計画的に整備を進めていく必要があります。
- 脱炭素社会実現に向け、環境と調和した再生可能エネルギーの導入推進とともに、環境にやさしい省エネルギー機器の普及を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図っていく必要があります。
- 市内のごみ排出量削減が進まないことから、さらなる意識の啓発と5R^(*)を推進し、資源循環型社会を構築する必要があります。

* 注「5R」…リデュース【発生抑制】、リユース【再使用】、リサイクル【再生利用】、リフューズ【不要不買】、リペア【修理】

具体的な取り組み

- **栗原らしい景観を未来につなぐ取り組みの推進**
栗駒山麓ジオパークならではの自然・歴史・文化的景観の保全と、市街地の活気が感じられる景観形成に向け、市民の景観意識を育み、市民協働による取り組みを推進します。
- **市民の憩いの場である公園の計画的な整備**
公園の適切な維持管理を行いながら、長期的な公園整備計画を作成し、市民が安全で心からやすらぎを感じられる公園を整備します。
- **再生可能エネルギーの活用推進**
脱炭素社会を実現するため、省エネルギー機器導入を促進し、環境負荷の少ない環境と調和した再生可能エネルギーの活用を推進します。
- **ごみの減量化、資源化率の向上**
市民・事業者・行政の協働による5Rの推進、環境教育を通じた市民の環境意識の啓発を図るとともに、ごみの分別収集の周知徹底、新たな分別品目の検討等により、さらなるごみの減量化、資源化率の向上を図ります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
市民アンケートによる生活環境の満足度	45.3%	55.0%
一人あたりのごみ排出量	788g/日	748g/日

②地域の生活基盤の向上と、都市機能が集積された市の中核機能地域を形成し、魅力ある田園都市を目指します。

地域における市民生活の質的向上を図るため、生活基盤である社会資本整備や、利便性の高い公共交通ネットワークを構築します。

さらに、都市機能や生活機能が集積された中核機能地域の形成を進め、新たな交流や賑わい、産業発展を創出するための拠点整備を目指します。

現状と課題

- 人口減少と高齢化の急速な進展や、高速交通体系が大きく変化する中で、新たな人やモノの流れをつくるためには、市の「へそ」となる、都市機能が集積された中核機能地域を整備する必要があります。
- 道路整備については、必要性、緊急性などを総合的に判断しながら社会情勢の変化に対応した道路網の形成を行う必要があります。
- 市営住宅や上下水道などは、必要性、緊急性などを総合的に判断し、長期的なコストを踏まえながら、効率的、持続的な管理・運営を行い、安心して暮らせる住環境づくりを推進していく必要があります。
- 自家用車に頼ることができない市民の移動手段確保は、生活を守る上で不可欠の課題であるため、公共交通の再構築が求められています。

具体的な取り組み

- **豊かな自然と共生する中核機能地域の形成**
高速交通網の結節点となる、くりこま高原駅周辺から築館宮野地区までの地域を新たに中核機能地域と位置付け、新たな交流や賑わいの拠点として整備します。
- **社会情勢の変化に柔軟に対応した道路網の形成**
市内の主要幹線道路網を整備するとともに、特に交通量が多く、歩道が未整備な箇所などを対象として歩行者等の安全向上につながる道路整備を重点的に実施し、安全・安心な交通環境の維持を図ります。
- **誰もが安心して暮らせる住環境づくりの推進**
住環境の質的向上を図るため、市営住宅や上下水道などの整備を行うとともに、予防修繕による長寿命化やダウンサイジングなどによる維持管理費の削減を可能な限り行い、安心して暮らせる住環境の推進を図ります。
- **各路線が有機的に連携した公共交通ネットワークの再構築**
広域路線、市内連携路線、地域内路線が有機的に連携した、より利便性の高い公共交通ネットワークを構築します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
下水道水洗化率	82.6%	85.0%
市道整備計画路線改良率	42.3%	51.0%

施策 I-1-③

③豊かに暮らせる田園都市としての魅力を高め、人口流出抑制と都市等からの移住・定住を促進します。

暮らしまちとしての魅力を高め、栗原の魅力を効果的に情報発信し、転出抑制を図るとともに、首都圏をはじめとした市外からの移住者増加に向けた取り組みを推進します。特に、子育て世代が魅力的に感じ、住みたくするための取り組みを集中的に展開します。

現状と課題

- 市の人口は毎年大きく減少し、転入者よりも転出者が多い社会減の状態が続いています。人口減少問題に取り組むうえで、社会減を食い止める対策が必要です。
- 就職就学に伴い多くの若年層が仙台圏へ転出することに加え、勤務先が通勤圏内であっても市外に転出してしまいうケースが多いことから、若年層が地元で定着できる環境づくりが必要です。
- 将来的に子どもたちの市内定住に繋がる好循環を生み出すため、地域や家庭などで多世代による子育てができる生活基盤を整備する必要があります。
- 新しい暮らしの価値観や働き方の多様性を踏まえ、首都圏における潜在的な地方移住希望者に向けて、栗原市の住環境等の魅力を効果的に発信していく必要があります。

具体的な取り組み

- **恵まれた自然に包まれた豊かに暮らせる住環境整備**
暮らしの拠点となる住居確保のため、民間事業者の活用などを検討し、遊休市有地を活用した宅地分譲や、定住応援住宅を維持継続するなど、子育て世代の定住を促進します。
- **世代間で協力して暮らせる環境づくりの推進**
遠距離通勤や三世帯同居・近居がしやすく、子どもの見守りなど、世代間が協力して暮らせる環境整備を推進します。
- **空き家等遊休資産の活用**
空き家物件を紹介し所有者と利用者のマッチングを促進する空き家バンク制度を展開するなど、市民、地域、事業者の協力を得ながら移住・定住を促進します。
- **情報発信と受入体制の整備**
移住・定住に向け、効果的な情報発信や移住相談がワンストップでできる体制整備など、事業者や市民と協力して移住促進のための仕組みを構築するほか、地域総ぐるみでの受入体制づくりを進めます。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
転出者数と転入者数の差 (*注)	364人/年	200人以下/年
支援制度を活用して定住した I J ターン世帯数	93世帯/4年	150世帯/5年

*注) 1月1日から12月31日までの移動者数をもとに算出したもの。

I

恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまちを
創るために

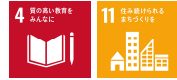
方針 **2** 豊かな心と文化を育み、生涯を通じて学べる
まちづくりを目指します



施 策

- ①市民による多様な文化芸術活動を支援します。
- ②市民が自主的に生涯学習を楽しめる環境づくりを推進します。
- ③栗原の歴史遺産や地域の伝統文化を守り、次代に継承します。

施策 I-2-①



①市民による多様な文化芸術活動を支援します。

誰もが、どこでも、文化芸術に親しみ、感動の機会にふれることができる環境の整備に努めるとともに、豊かな人間性や創造性を育み、生涯を通じて豊かな生活が送れるように、市民が進んで参加し創造する文化活動の充実に努めます。

現状と課題

- 魅力ある優れた文化芸術の鑑賞機会等の充実に努める必要があります。
- 人生を楽しみ、生きがいに満ちた豊かで潤いのある暮らしの実現のため、文化芸術活動への支援が求められています。
- 市民の文化芸術活動の振興を目指し、拠点となっている既存施設の、さらなる有効活用を図る必要があります。

具体的な取り組み

- **文化芸術鑑賞機会の充実**
市民ニーズに合わせ、年代や興味関心に応じた幅広いジャンルの文化芸術鑑賞・発表機会の提供を図ります。
- **文化芸術活動の支援**
市民の自主的な文化芸術活動の奨励と支援の強化を図ります。
- **文化施設の活用と環境整備**
文化芸術活動の拠点である栗原文化会館など、市民が有効活用できる環境整備に努めます。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
音楽、演劇等芸術鑑賞会の観覧者数	7,736人/年	10,000人/年
美術展、写真展の観覧者数	4,039人/年	6,000人/年

②市民が自主的に生涯学習を楽しめる環境づくりを推進します。

学習機会の充実に努め、市民一人ひとりが生涯にわたり学び続けることを通じて、人間性を育み、新しい知識や能力を習得していけるよう支援します。

現状と課題

- 市民一人ひとりが、生きがいを感じて人生を楽しむために、いつでもどこでも学べる機会の提供と充実が求められています。
- 高度化、専門化した市民の学習ニーズに対応した学習内容を工夫し、提供することが求められています。
- 老朽化した社会教育施設を改修し、学習環境の整備を図る必要があります。

具体的な取り組み

- **生涯学習活動を充実するための支援**
市民の学習ニーズに対応した事業を実施するとともに、各教育センターでの学習相談体制の充実を図り、学習情報の提供や計画の立案、学習プログラムの作成等について指導支援を行います。
- **学習成果の活用促進**
次代の担い手となる青少年の育成と関係団体との連携を図り、身に付けた知識・技術の活用を支援します。
- **社会教育施設の整備**
市民の生涯学習活動を促進し、地域に根ざしたコミュニティ活動を推進するため、老朽化した社会教育施設を計画的に改修し、地域に開かれた学習環境の整備を図ります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
生涯学習講座への参加者数	2,929人/年	3,600人/年
市民1人当たりの社会教育施設利用回数	5.1回/年	7回/年

③栗原の歴史遺産や地域の伝統文化を守り、次代に継承します。

身近にある歴史や文化、地域の個性ある風土を理解する機会の提供や、これまで守り継がれてきた地域の民俗芸能や伝統技術を保存・継承するための支援を行います。また、栗原の歴史遺産である文化財を大切に保護・保存し、その活用を推進します。

現状と課題

- 地域に古くから伝わる伝統文化などが失われていくなかで、貴重な郷土の遺産を、市民の共有財産として、保存・継承していく必要があります。
- 民俗芸能や伝統技術を継承する後継者が不足し団体が解散していることから、担い手の育成を支援する必要があります。
- 文化財は、先人の残した貴重な遺産であることから、適切な保護・保存を行い活用していくことが求められています。

具体的な取り組み

- **文化財の啓発**
学校などと連携して、子どもたちが自分の住んでいる地域の文化財への理解を深めるため、展示内容の充実を図るとともに、市民が歴史に触れ、学習する機会の充実を図ります。
- **伝統文化活動の継承支援**
伝統文化の保存・継承を図るため、人材育成と後継者の育成を支援するとともに、活動の記録を残します。
- **文化財の保護・保存と活用**
文化財の調査研究を実施し、文化財の保護・保存の支援と、保存活用に必要な事業を展開します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
文化財施設入館者数	2,700人/年	3,200人/年
無形民俗文化財保存団体への次世代の新規加入会員数	3人/年	4人/年

I

恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまちを
創るために

方針 **3** 安全・安心なまちづくりを推進します



施策

- ①「自助・共助・公助」に「近助」を加え、防災・減災の取り組みを推進し、多発する大規模自然災害に強い地域づくりを目指します。
- ②防犯及び交通事故防止の視点に立った安全な地域づくりと、市民生活を脅かす多様化する問題に取り組めます。
- ③市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の充実を図ります。

①「自助・共助・公助」に「近助」を加え、防災・減災の取り組みを推進し、多発する大規模自然災害に強い地域づくりを目指します。

多発する大規模自然災害から、市民の生命や身体、財産を守るため、防災基盤の充実を図るとともに、地域防災活動に「近助」の考えを加え、「近助」による、近隣住民同士の見守り、助け合いなどによる地域防災力の向上を図り、市民、近所、地域、行政が連携した総合的な防災体制の強化を推進します。

現状と課題

- 想定を超える規模の災害や事象が発生している中で、災害に強いまちづくりを推進することが求められています。
- 自然災害発生時の被害を軽減することや最小に抑える、道路、橋梁、河川などの社会資本の整備が求められています。
- 災害が発生したまたは災害が発生するおそれがある場合、情報を迅速で確実に伝える体制を整備する必要があります。
- 「火山災害警戒地域」の指定に伴い、火山対策の検討や警戒地域内における避難促進施設の指定及び施設管理者による避難確保計画を策定する必要があります。
- さらなる地域防災力の向上を図るため、新たに「近助」の考えを加えた自主防災組織の活動に対する支援などが必要です。

具体的な取り組み

- **災害に強いまちづくりの促進**
防災基盤や社会資本の整備、食料や資材の備蓄を進め、被害の軽減や市民の安全・安心確保に必要な地域防災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを促進します。
- **災害被害軽減化の推進**
自然災害による被害を軽減するため、道路、橋梁、斜面などの防災点検や民間木造住宅の耐震診断と耐震改修工事、危険ブロック塀の除去などの震災対策に対して支援します。
- **防災情報伝達体制の整備**
自然災害等による被害から市民を守るため、防災行政無線など、より多くの手段を活用し、全ての家庭への迅速かつ的確な情報伝達体制の確立を図ります。
- **火山対策の推進**
火山災害警戒地域内にあり、火山現象の発生時において利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設を指定し、当該施設の管理者による避難確保計画の作成を支援します。
- **「近助・共助」による地域防災力の向上**
近隣住民同士で助け合う「近助」の意識啓発と、防災指導員の育成や自主防災組織の活動を支援することにより、非常時に市民が協力して行動できる体制を強化し、地域防災力の向上を図ります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
橋梁長寿命化修繕計画に基づく耐震改修等補修補強橋梁数	17橋	34橋
防災指導員が複数いる自主防災組織率	66%	100%

②防犯及び交通事故防止の視点に立った安全な地域づくりと、市民生活を脅かす多様化する問題に取り組みます。

市民生活にとって安全で安心な地域づくりを目指し、交通安全施設、防犯施設の整備、警察や関係機関、さらには地域と連携した交通安全の徹底や広報活動、防犯組織への支援などを推進します。

現状と課題

- 地域ぐるみの交通安全運動により交通事故の減少に努めていますが、さらに交通事故を減らすため、交通安全施設の整備や交通安全指導員の確保が求められています。
- 安全で安心な地域づくりのため、市民を守る防犯施設の整備を進める必要があります。
- 多様化する犯罪などから市民を守るため、警察など関係機関との連携を強化し、地域コミュニティ活動と連携した体制の整備を図り、防犯組織などの活動を支援する必要があります。
- 風雨による屋根や壁等のはく落・飛散事故や不法侵入、放火などの犯罪の温床になるなど、適正に管理されていない空家に対する取り組みが必要となっています。

具体的な取り組み

● 交通安全対策の推進

カーブミラーなどの交通安全施設の整備や交通安全指導員の確保、高齢化社会を踏まえた対策を推進し、交通事故の防止と安全で円滑な交通環境の確保を図ります。

● 安全で安心できるまちづくりの推進

犯罪や事故から市民の生命を守り、犯罪のない安全で安心できるまちづくりを推進するため、防犯灯などの防犯施設の整備を推進します。

● 地域の防犯・交通安全活動への支援

警察など関係機関との連携による迅速な情報共有体制の構築を図り、地域コミュニティと連携した活動を推進するため、防犯組織や交通安全関係団体の活動を支援します。

● 消費者被害対策の推進

巧妙化する詐欺など、日常生活における消費者被害の相談や被害にあわないための啓発を含めた取り組みを行います。

● 空家の適正管理の推進

防犯、防災の観点から、適正に管理されていない空家に対しては、定期的なパトロールを行い、空家の所有者に対し、建物の破損状況や周囲への影響などを伝え、適切に管理するよう指導を行い、特定空家の発生を抑制します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
市内の交通事故(人身事故)発生件数	109件/年	80件/年
市内の犯罪発生件数	196件/年	175件/年

③市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の充実を図ります。

年々多様化、複雑化する火災などの災害に対応するため、市民の防火意識の普及高揚に努め、消防施設を整備するなど消防力の強化を図ります。
また、救急体制の高度化に継続的に取り組み、市民への応急手当の普及や救急車の適正利用の啓発に努めます。

現状と課題

- 住宅火災からかけがえのない家族の命や大切な財産を守るため、市民に対し予防活動を主とした啓発を行う必要があります。
- 消防体制を維持・強化するため、消防施設、車両などの整備と人材育成を行う必要があります。
- 消防団施設や車両を適正に配置するとともに、喫緊の課題となっている消防団員の確保に取り組む必要があります。
- 救急車到着前の速やかな応急手当の実施は、救命効果や治療経過に有効であることから、様々な機会を通して救命講習受講者を増やす必要があります。

具体的な取り組み

- **市民の防火意識の向上**
地域の防火防災の活動を通して市民の防火意識の向上を図ります。また、住宅火災による被害を防止するため、設置率の低い寝室への住宅用火災警報器の設置を推進するとともに、維持管理について啓発します。
- **消防力の強化**
消防車両などの計画的な整備更新と消防団の団員確保や装備の充実により、消防体制の強化に努めるとともに、消防職員や消防団員の知識技術の向上を図ります。
- **消防通信体制の充実**
指令機能の充実により、緊急通報から出動までをさらに速やかにする体制を整え、消防車、救急車の現場到着時間の短縮を図ります。
- **市民の応急救護能力の向上**
AED講習を含めた応急手当の普及をさらに推進します。
- **高度な救急体制の確立**
救急救命士の計画的な養成及び教育訓練を実施し、救急隊員の育成を推進するとともに、高規格救急車及び高度救命資機材の更新を図ります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
消防団協力事業所認定数	35事業所	40事業所
救命講習受講者数	3,371人/年	5,000人/年

II

子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまちを 創るために

方針 **1** 結婚・出産・子育てが安心してできる環境を
目指します



施策

- ①結婚・妊娠・出産を希望する人への支援の充実を図ります。
- ②子どもが心身共に健やかに成長するように、保健・医療・福祉の充実を図ります。
- ③地域ぐるみで子育てに取り組む体制を整え、ゆとりある子育て環境の充実を図ります。

①結婚・妊娠・出産を希望する人への支援の充実を図ります。

将来を担う子どもを安心して産み育てられるよう、様々な不安を解消し、結婚・妊娠・出産の希望を実現できるまちを目指します。

現状と課題

- 未婚化や晩婚化が進展しているため、結婚対策を促進する必要があります。
- 医療保険が適用されない不妊治療や不育症治療は、高額な検査費や治療費がかかるため、経済的負担の軽減を図る必要があります。
- 妊娠期の不安の軽減と健康管理のため、妊婦が安心して出産できるよう、継続した支援が必要です。

具体的な取り組み

- **結婚に対するサポート体制の充実**
出会いの場の創出や婚活をサポートする人への支援など、結婚に向けたサポート体制の充実を図ります。
- **特定不妊治療及び不育症検査への助成制度の実施**
宮城県の特定不妊治療助成制度及び不育症検査費用助成制度と連携し、夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
- **妊婦の健康管理**
妊婦の相談や健康診査などを実施し、健やかな出産への支援を継続します。
- **周産期医療^(*注1)体制の充実**
医師の招へいに努めながら関係医療機関との連携強化を図ります。
- **少子化対策の取り組み**
出生時や第3子以降の小学校入学時に祝い金を支給するなど、少子化対策の充実を図ります。

*注1「周産期医療」…出産を中心とした妊娠後期から新生児早期までの時期における母子の健康を守る母子医療のこと。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
婚姻率 (*注2)	2.56	2.94
合計特殊出生率 (*注3)	1.48 (H25~H29)	1.70

*注2「婚姻率」…人口千人に対する婚姻件数(現状値(H29):177件)の割合

*注3「合計特殊出生率」…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

②子どもが心身共に健やかに成長するように、保健・医療・福祉の充実を図ります。

保健・医療・福祉の連携により育児不安の軽減を図り、切れ目のないサービスの充実と体制整備に努めます。

現状と課題

- 産後は育児のストレスが高まるため、産婦の心身のケアが重要です。また、新生児・乳幼児の疾病予防や早期治療に向け、継続的な取り組みが必要です。
- 核家族化の進展、地域とのつながりの変化及び共働き家庭の増加などを背景とした子育てに対する不安の解消、児童虐待の未然防止のため、相談事業や関係機関との連携の強化が必要です。
- 子どもの健やかな成長のため、いのちを大切にする心を育てる教育が必要です。

具体的な取り組み

- **産婦・新生児・乳幼児の健康管理**
健やかな発育を促すため、産婦・新生児の訪問指導や乳幼児健康診査、育児相談などの実施により、産後サポートの充実を図ります。
- **子どもの疾病予防**
予防接種を受けやすい環境づくりと、適正接種の勧奨に努めます。
- **児童虐待防止対策の充実**
子ども家庭総合支援拠点を核として、子育て世代包括支援センターや関係機関と連携を図りながら、児童虐待やDV（*注）の未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- **子育て応援事業の充実**
子どもの医療費助成や保育所・幼稚園の2人目以降無料化のほか、小中学校の給食費無料化などにより、子育て世代の経済的負担の軽減とサポート体制の強化に努めます。
- **思春期教育の取り組み**
思春期における性に関する正しい知識と、いのちを大切にする教育を推進します。

*注「DV」…ドメスティック・バイオレンス。夫婦や恋人など親密な関係にある人からの暴力で、身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・経済的暴力など、さまざまな形がある。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
3～4か月児健診未受診者の割合	2.7%	2.0%
子育て情報アプリのユーザー数	808人	1,200人

③地域ぐるみで子育てに取り組む体制を整え、ゆとりある子育て環境の充実を図ります。

支援サービスを提供する施設整備と、地域子育てネットワークの構築を図り、必要な時に必要な情報とサービスを受けられ、ゆとりある子育てができる環境をつくります。

現状と課題

- 保育所入所待機児童の解消のため、保育施設の整備や人材の確保・育成が必要です。
- 子どもの居場所づくりのため、放課後児童クラブや預かり保育などのほか、地域で見守る体制の構築が必要です。
- 低年齢児の保育ニーズの高まりにより、民間事業者の参入など、様々な主体によるサービスの提供が必要です。

具体的な取り組み

- **保育施設機能の充実**
子育て世代の交流や相談機能を集約した子育て支援センターの充実を図るとともに、保育士等の人材確保・育成や保育施設の改修などに努めます。
- **地域子育て支援体制の充実**
就労形態の多様化や核家族化の進行に伴い、放課後児童クラブや預かり保育などの子育て支援体制の充実を図るとともに、地域での見守りやサポート体制を構築します。
- **子ども・子育て事業への民間事業者等の参入促進**
多様化する保育ニーズに対応するため、民間による小規模保育事業の積極的な参入を図るなど、地域型保育事業の推進により待機児童の解消に努めます。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
4月1日現在の保育所入所待機児童数	5人	0人
民間の地域型保育事業所数	4事業所	5事業所

II

子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまちを 創るために

方針 **2** 次代を担うたくましい子どもを育成します



施 策

- ①夢や志の実現に向けて、自ら学び自ら考え行動でき、国際視野を持った子どもを育てる教育を推進します。
- ②ふるさとに誇りを持ち、命を大切にし、高い志と思いやりを持つ子どもを育てる教育を推進します。
- ③子どもの心と体の健康づくりと、体力の向上を図ります。

①夢や志の実現に向けて、自ら学び自ら考え行動でき、国際的視野を持った子どもを育てる教育を推進します。

生きる力を培う、確かな学力を持ち、自ら学び、考え行動し、社会を生き抜く力を持った人間を育てます。

また、子どもたちが未来の担い手となるために必要な資質・能力を確実に備えることのできる学校教育の実現を目指します。

現状と課題

- 小・中学生ともに全国学力・学習状況調査の結果が、全国平均、県平均を下回る傾向にあり、栗原市独自に取り組んできた「学力向上の取り組み」の評価・検証を行い、対策に取り組む必要があります。
- 夢や志の実現に向けて、自ら考え判断し行動できる能力と国際的視野を持った人材を育てる教育が求められています。
- 「学びの土台づくり」である幼児教育の充実と、小・中学校における「主体的な学び」「対話的学び」「深い学び」により、生涯にわたって学び続ける教育が求められています。

具体的な取り組み

● 確かな学力の育成

学力向上施策の推進により、基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力を伸ばす学校教育を推進します。また、教育研究センター事業の充実により、教員の指導力の向上を図ります。

● ICT教育の推進

ICT環境の充実により個別最適化された学びや協働的な学びを通じて、児童生徒一人一人の実態に応じた教育を推進します。

● 国際理解教育の推進

小学校の早期の段階から英語活動と英語教育に取り組み、留学生との交流などを通じ、国際感覚を育み多文化理解に努めます。

● 幼児教育の充実

幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進、幼児教育の充実のための環境づくりを進めます。

R3調査結果に基づき差替予定

成果指標			現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差(ポイント)	小学校6年生	国語	▲5	±0
		算数	▲5	±0
	中学校3年生	国語	▲2	±0
		数学	▲8	±0
「生徒の英語力向上事業英語能力測定テスト(英検IBA)」4級相当以上の割合		中学校2年生	42%	50%

施策 II-2-②

②ふるさとに誇りを持ち、命を大切にし、高い志と思いやりを持つ子どもを育てる教育を推進します。

命を大切にし、高い志と思いやりの心を持ち、感性豊かで心身ともに健やかな人間を育てます。
また、ふるさと栗原に誇りを持ち、郷土の発展を担う人間を育てます。

現状と課題

- 命を大切にするとともに、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育てる教育が求められています。
- 自然の仕組みや災害に対する正しい知識の習得と、災害発生時に適切に判断し、自ら行動できる防災教育が求められています。
- 将来の栗原市を担う人材を確保するため、ふるさとに誇りを持ち、郷土を愛する心と社会に貢献する人材を育てるための教育が求められています。

具体的な取り組み

- **豊かな人間性と社会性の育成**
生きる力を育む「志教育」を推進し、思いやりがあり感性豊かな子どもを育成するため、少人数学級の充実を図ります。
- **防災教育の推進**
発達段階に応じた系統的な防災教育の推進と、地域と連携した防災・安全体制の整備を図ります。
- **栗駒山麓ジオパークを活用した教育の推進**
栗原市の地域資源である栗駒山麓ジオパークを活用した学習を進め、自然の仕組みや自然との共存、災害に対する正しい知識の習得を図ります。
- **ふるさと学習・体験学習の推進**
ふるさとに誇りを持ち、郷土を愛する心を育てるため、郷土の地域資源を活用した教育や、地域とふれあう体験学習を推進します。

R3調査結果に基づき差替予定

成果指標		現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
「将来の夢や目標を持っている」 児童生徒の割合	小学校6年生	84.1%	100%
	中学校3年生	72.6%	100%
栗駒山麓ジオパーク学習に取り組んだ小学校の割合		83.3%/年 (10校/12校)	100%/年

③子どもの心と体の健康づくりと、体力の向上を図ります。

心身ともに健全な発達を育むとともに、望ましい基本的生活習慣の定着を目指します。また、スポーツに慣れ親しみながら体力の向上を図ります。

現状と課題

- 小学生において、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が全国平均を下回る傾向が見られており、外遊びや運動習慣の定着など、子どもの体力・運動能力の向上に向けた取り組みが課題となっています。
- 食を通じた心身の健全な育成のために、子どもの頃から、望ましい食習慣や生活習慣を身につけ、実践するための食育の総合的な推進と、基本的生活習慣の定着が求められています。
- 市内では様々な団体活動が行われており、今後も気軽にスポーツに慣れ親しみ、楽しさや喜びを感じながら、スポーツに対する意欲を喚起する必要があります。

具体的な取り組み

- **健やかな体の育成**
健康な体づくりのために、幼児期から基本的生活習慣の定着を図るとともに、子どもの成長段階に応じて、楽しく遊び、運動できるための取り組みや、運動習慣の定着を図ります。
- **学校教育における体力・運動能力の向上**
学校教育全体を通じて、発達段階に応じた指導を適切に行い、児童生徒の真の健康の増進を図ります。また、基礎的な身体能力や知識を身につけ、生涯にわたって運動に親しむ習慣を形成します。
- **食育の推進**
望ましい食習慣を身につけられるよう、学校給食を生きた教材とする食育を推進します。
- **学校保健の充実**
園児、児童、生徒の健康の保持増進のため、家庭、地域医療機関をはじめとする関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。
- **地域や競技団体と連携した子どもの体力向上支援**
地域や、競技団体が行う小学生陸上交流大会などの中で、さまざまなスポーツや運動遊びの体験をすることで、子どもの体力向上を目指します。

R3調査結果に基づき差替予定

成果指標		現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)	
児童生徒の体力・運動能力調査における合計点の全国平均との差	小学校5年生(男)	▲1.83	±0	
	小学校5年生(女)	0.63	±0	
	中学校2年生(男)	▲0.84	±0	
	中学校2年生(女)	▲0.38	±0	
基本的生活習慣が確立している児童生徒の割合	小6	朝食摂取	97.2%	99.0%
		定時起床	93.2%	95.0%
		定時就寝	85.9%	88.0%
	中3	朝食摂取	94.3%	96.0%
		定時起床	94.4%	96.0%
		定時就寝	82.9%	85.0%

II

子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまちを 創るために

方針 **3** 人とつながり、支え合い、互いに高め合う
子どもを育てる環境を目指します



施

①学校・家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。

策

②配慮が必要な子どもへの支援と、教育相談体制の充実を図ります。

③安全で安心して学べる教育環境の充実を図ります。

①学校・家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。

家庭の教育力の向上を図り、家庭・地域・学校が連携・協働し、地域で子どもを育てる環境づくりを進めます。

現状と課題

- 家庭における教育が重要であることから、発達段階に応じた家庭の教育力を支えるための環境づくりが求められています。
- 家庭・地域・学校が連携して、子どもを育てる環境づくりを構築するため、地域と学校が協働し、体験型の学習体制を継続して推進する必要があります。
- 地域に開かれた学校づくり、地域とともにある学校づくり、地域の人材を活用した学校づくりなど、地域に根ざした特色ある学校経営が求められています。

具体的な取り組み

- **家庭の教育力の向上**
保育所、幼稚園、小学校、中学校の保護者を対象に、子どもの発達段階に応じた、家庭教育学級を積極的に推進します。
- **地域人材の学校教育への活用**
学校、地域、家庭の連携による「地域のこどもたちを地域で育てる」仕組みづくりを推進し、地域人材の活用により、放課後等の学習、地域の歴史や文化の学習など、地域と学校の連携・協働による学習支援を行います。
- **地域に開かれた学校づくりの推進**
学校評価の充実や積極的な情報発信を行うとともに、学校運営協議会及び学校評議員会の意見を生かしながら、地域に開かれた学校経営を推進します。

成果指標		現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
協働教育推進事業への参加者数 (地域の方々)		1,615人/年	2,000人/年
ウェブサイトによる情報発信 の平均更新回数	幼稚園	8回/年	10回/年
	小学校	18回/年	20回/年
	中学校	21回/年	25回/年

②配慮が必要な子どもへの支援と、教育相談体制の充実を図ります。

多様な個性を持つ全ての子どもたちの、心豊かな学校生活と共生社会の実現に向けて、一人ひとりの様々な教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を進めます。また、いじめや不登校について、関係機関との連携の一層の強化と相談体制の充実を図り、未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

現状と課題

- いじめの認知件数や不登校の出現率は、引き続き高い傾向にあり、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応が喫緊の課題となっています。
- 障がいのある子どもへの支援をはじめとする、多様な個性に対応したきめ細かな教育を推進し、自立と社会参加に向けて切れ目のない支援体制の構築を進める必要があります。
- 障がいの有無によらず、多様な個性をもつ全ての子どもが、個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり、共生社会の実現に向けた地域づくりが求められています。

具体的な取り組み

● いじめ、不登校防止対策の推進

いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを進めるとともに、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートや教育研究センターを活用し、よりよい学級づくりを実施します。また、学校教育支援室を活用し、個々に応じた支援計画を作成し、訪問型の支援と通所型の支援を効果的に組み合わせて進めます。

● 教育相談体制の充実

保護者や児童・生徒、教職員等の学校生活や教育問題に係る相談に対し、教育研究センター特任教授や学校教育支援室の専門的知識を有するスタッフを活用し対応します。

● 特別支援教育の充実

障がいのある子どもへの支援、一人ひとりに応じた個別の指導計画による指導をはじめ、障がいのある子どもと健常な子どもが、ともに学べる環境づくりを進めます。また、教育、医療、福祉、保健等との連携のもと、早期からの専門的な教育相談ができる環境づくりを進めます。

成果指標		現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
不登校の出現率	小学校	0.43%	0.39%
	中学校	4.03%	3.63%
いじめを解決した割合 (*注)	小学校	75.0%	100%
	中学校	84.6%	100%

*注) 文部科学省の方針に基づき、いじめを認知してから最低3ヶ月は継続観察や面談等を行い、各学校のいじめ対策委員会等の組織で「解消」と判断したもの。

③安全で安心して学べる教育環境の充実を図ります。

楽しく学べる適正規模の教育環境を整備するとともに、学校教育施設の安全性を確保するため、施設整備を行います。

現状と課題

- 児童生徒にとって、安全で安心な教育環境を確保するため、学校施設の適切な管理と施設の状況に応じた整備が求められています。
- 今後も児童生徒の減少が見込まれることから、学校の規模や配置の適正化を検証する必要があります。

具体的な取り組み

- **教育施設の整備**
学校施設等長寿命化計画に基づき、安全で児童生徒が安心して楽しく学び遊べる教育施設の整備を推進します。
- **望ましい教育環境の検討**
児童生徒数の推移を検証し、学校の適正化と合わせ児童生徒が生き生きと成長できる望ましい教育環境を構築するため、市立学校の将来構想について検討します。
- **安全・安心な教育環境の確保**
学校敷地内における事件、事故で負傷する児童生徒が減少するよう、安全・安心な教育環境を確保します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
長寿命化計画による施設改修数 (事業開始から目標年度までの累計)	6箇所	13箇所
学校管理下における事故等発生率 (*注)	10.1%	8.6%

*注) 日本スポーツ振興センター災害共済給付件数を在籍児童数で除したものの。

III

健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちた
まちを創るために

方針 1 誰もが健康で安心して暮らせる環境をつくります



施策

- ①すべての市民が元気に活動できるように、健康増進の施策を推進します。
- ②障がい者の社会参加の促進と自立した生活を支援します。
- ③市民の健康保持と体力向上を図るため、市民が自主的に行うスポーツやレクリエーションを楽しめる環境づくりを推進します。

①すべての市民が元気に活動できるように、健康増進の施策を推進します。

市民が生き生きと暮らすことができるように、疾病予防と心身の健康づくりを推進するとともに、地域ぐるみの健康づくり活動を支援します。

現状と課題

- 検診の受診率は横ばい状態にあるため、疾病の早期発見、早期治療に向け継続的な受診勧奨が必要です。
- 生活習慣病予防のためには、自分や家族の健康に関心を持ち、健康づくり活動を継続的に実践することが必要です。
- 自殺防止のため、こころの健康づくりの推進と継続的な啓発活動が必要です。

具体的な取り組み

- **健康診査・がん検診の実施と受診勧奨**
各種検診を受診しやすい環境づくりと、受診率の向上を目指します。
- **生活習慣病予防の推進**
くりはら市民21健康プランや食育推進計画に基づき、住民の健康づくりに関する意識を高め、健康の保持・増進と生活習慣病の予防を目指します。
- **歯と口腔の健康づくりの推進**
生涯自分の歯で健やかに暮らすことができるよう、幼少期から歯と口腔の健康づくりに取り組みます。
- **地域ぐるみの健康づくり活動の支援**
健康づくり活動のリーダーを養成・育成し、地域での健康づくり事業が自主的に継続実施できる体制を整えます。
- **自殺防止対策の取り組み**
大切ないのちを守るため、債務相談や貸付事業とあわせ、メンタルヘルス研修会の実施など、こころの健康づくりを推進します。

成果指標		現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
がん検診受診率 (*注)	肺がん	31.7%	37.0%
	胃がん	16.1%	21.0%
	大腸がん	23.4%	28.0%
	乳がん	26.0%	31.0%
	子宮がん	26.0%	31.0%
健康づくり運動推進サポーターがいる行政区の割合		53.0%	100%

*注) 検診受診率＝市が実施する検診を受診した人の数／40歳以上の全住民の数

②障がい者の社会参加の促進と自立した生活を支援します。

障がい者（児）がこれからも地域で生活するために必要な支援と、障がい者の就労や社会活動に参加するための支援体制の充実を図ります。

現状と課題

- 障がい者（児）が自立した生活を送るためには、本人へのサービスに加え、家族の負担を軽減することが必要です。
- 働く喜びや生きがいを見出し経済的に自立するためには、新規就労や社会復帰を支援するとともに、継続した就労につなげるための支援が必要です。
- 発達障がいの早期発見・早期対応のためには、正しい知識の普及と支援体制の充実が必要です。

具体的な取り組み

● 地域生活を支えるための取り組み

在宅での生活をサポートするため、関係機関と連携した障がい者（児）を支えるネットワークを構築し、地域での相談・支援体制をさらに充実します。併せて、レスパイト事業（*注）などを実施し、生活を支える家族の負担軽減を図ります。

● 一般就労への移行促進

障がい者の働く環境を整備するため、事業所やハローワーク、特別支援学校などと連携し、障がい者の一般就労をさらに促進します。また、生活面でのフォローを行い、短期間で離職する方に対する就労定着支援に努めます。

● 発達障がいへの取り組み

乳幼児健診や専門員による保育所等の訪問などを行い、発達障がいを早期に発見し、支援に結び付けます。また、各種セミナーやイベントなどを通じ、正しい知識の普及に努めます。

*注「レスパイト事業」…障がい者（児）や高齢者などを在宅で見守っている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスのこと。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
訪問系サービス、短期入所の月平均利用率	50%	58%
一般就労への移行者の割合（*注）	28%	45%

*注)障害者の就労移行支援事業利用者のうち、一般就労へ移行した人の割合。

③市民の健康保持と体力向上を図るため、市民が自主的に行うスポーツやレクリエーションを楽しめる環境づくりを推進します。

人と人のつながりを大切に、生涯を通じてスポーツに親しみ、健康・体力の保持増進による潤いと活力のある生活を実現するため、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができるまちを目指します。

現状と課題

- 市民の健康への意識や関心が高まっているため、社会体育施設を充実し、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡充する必要があります。
- 心身ともに健全に過ごし、人生をより豊かなものにしていくため、スポーツによる健康増進と交流の拡大が求められています。
- 市民の多様なニーズに対応するため、スポーツの観戦やボランティア活動への参加など、スポーツに親しむ環境づくりが必要です。

具体的な取り組み

- **社会体育施設の充実**
市民がすべての年代で、気軽に安心してスポーツやレクリエーションを楽しめるように、社会体育施設の充実を図ります。
- **スポーツ活動への支援**
スポーツは楽しいものという感覚を浸透させるため、スポーツ教室の開催や親子スポーツの充実を図り、地域住民と教育センターが連携し、住民の自主的・主体的なスポーツ活動を支援します。
- **生涯スポーツの推進**
体育協会等の関係団体と連携して、地区レクリエーション大会などを開催し、市民が生涯にわたり自主的に行える生涯スポーツの推進と健康増進に努めます。
- **スポーツに親しむ環境づくりの推進**
スポーツに関するイベント情報、活動情報などを積極的に提供し、スポーツに親しめる環境づくりを推進します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
スポーツイベントの参加者数	30,893人/年	34,000人/年
市民1人当たりの体育施設利用回数	5.4回/年	7回/年

III

健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちた
まちを創るために

方針 **2** 高齢者が生きがいを持ち、互いに支え合うまちを
目指します



施 策

- ① 高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します。
- ② 健康づくりと介護予防を推進し、健康寿命の延伸を目指します。
- ③ 地域包括ケアシステムの深化及び推進を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

①高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します。

すべての高齢者が自分の持つ能力を生かしながら、生きがいを持ち、地域社会の一員として活動できるよう支援します。

現状と課題

- 高齢者は家の中に閉じこもりがちになり孤立してしまうおそれがあるため、元気な高齢者が生活支援の担い手となるような活動を推進する必要があります。
- 活力のある地域をつくるため、高齢者が健康で生きがいを持ち、これまで培った能力を発揮する場を確保し、高齢者の活動を支援することが必要です。
- 経済的困窮や健康面などに不安を抱えている高齢者のため、相談窓口の利用を促進し、高齢者の暮らしを地域でサポートする必要があります。

具体的な取り組み

- **社会参加の推進**
高齢者の地域での孤立を防ぎ、地域との“つながり”をつくるために、市の社会福祉協議会と連携し、高齢者をはじめとする地域の誰でもが気軽に立ち寄りお茶を飲んだりしながらおしゃべりのできる「居場所づくり」を進めます。
- **高齢者の活動の支援**
これまで培った知識や経験を生かした就労や、趣味や特技を生かした交流は、高齢者の生きがいや健康づくりに役立つことから、シルバー人材センターや高齢者の自主的な活動を支援します。
- **高齢者の不安を解消する取り組み**
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、総合相談体制を強化するとともに、関係機関と連携し適切なサービス利用につなげます。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
お茶っこ会（サロン）の開催行政区の割合 ※年4回以上の開催地区	75%	100%
シルバー人材センターの登録者数	528人	560人

②健康づくりと介護予防を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

高齢になっても、元気で充実した生活を送ることができるよう、生涯にわたる健康づくりと介護予防の実践を推進します。

現状と課題

- 県平均を下回っている健康寿命の延伸を図るためには、成人期から健康の保持・増進や生活習慣の改善に対する意識を高める必要があります。
- 生活習慣病やがんを予防するため、適正体重の維持とバランスのとれた食生活・食習慣の実現、禁煙・分煙対策などを、さらに推進する必要があります。
- 加齢による筋力の低下や認知症などが原因で要介護状態となるため、介護予防活動に積極的に取り組む必要があります。

具体的な取り組み

- **健康寿命の延伸への取り組み**
健康教育・相談などによる知識の普及や、運動などを取り入れた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指します。
- **地域ぐるみの取り組みの推進**
地域住民のニーズに合わせた健康づくり、介護予防を実践するため、住民参加型の取り組みを推進します。
- **介護予防の推進**
筋力や認知機能の低下防止のため、くりはら元気アップ体操の普及啓発や認知症予防などを目的とした自主的な介護予防活動を支援します。

成果指標		現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
健康寿命 (日常生活に制限のない期間)	男性	79.72歳	81.0歳
	女性	84.24歳	84.5歳
「くりはら元気アップ体操」実施箇所数 (5人以上で、週1回以上実施)		65か所	100か所

③地域包括ケアシステムの深化及び推進を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

高齢者が自分らしく自立した生活を送ることができるよう、介護・医療・予防の専門的なサービスと、住まいと生活支援・福祉サービスが相互に連携し、在宅の生活を支援します。

現状と課題

- 地域包括ケアシステムでは、高齢者が自立した日常生活を継続するために、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが一体的に提供されることが求められています。
- 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担うため、機能強化を図る必要があります。
- 認知症が進行すると在宅での生活が困難となるため、認知症の症状に応じた医療・介護サービスの提供とともに、本人や介護する家族を地域で見守る体制づくりが必要です。

具体的な取り組み

- **施設入所待機者減少への取り組み**
施設入所待機者を減らすため、介護保険事業計画に基づいた施設整備を行うとともに、要介護状態とならないよう、介護予防サービスの強化を図ります。
- **在宅医療と介護の連携**
疾病を抱える高齢者が在宅生活を継続できるよう、関係機関の連携を強化し医療と介護サービスを一体的に提供するとともに、在宅で介護をする方への支援の充実を図ります。
- **地域における支え合い体制の整備**
支援が必要な高齢者に対するサービスの充実を図るため、地域住民やボランティア、NPO、民間事業者など、多様な主体による支え合い体制を整備します。
- **地域包括支援センターの機能強化**
高齢者の暮らしを地域でサポートする拠点としての重要度が高まることから、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- **認知症対策の推進**
認知症の早期診断・早期対応に向けた支援チームを組織し、包括的な支援につなげます。また、認知症サポーターを養成し、地域での見守り体制を強化します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
施設入所待機者数（要介護3以上）	145人	110人
認知症サポーターがいる行政区の割合	80.78%	100%

III

健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちた
まちを創るために

方針 **3** 市民が安心して暮らせるための地域医療を守ります



- 施** ①市立病院の機能維持に努めます。
- 策** ②地域医療を支える人材の確保と育成に努めます。
- ③地域の医療機関との連携を密にし、地域医療を守ります。

①市立病院の機能維持に努めます。

市立病院の機能分担と市内外医療機関との病病連携・病診連携を図り、医療提供体制の充実に努めます。

現状と課題

- 市立病院・診療所については、さらなる医療機関相互の連携とともに、医療と介護の連携により、医療体制の充実に努めます。
- 令和3年4月1日から若柳病院、栗駒病院の病床数適正化を図ったが、継続した医療を提供するため、今後も市立3病院の機能分担と充実に努めます。
- 既存機器の更新を計画的に行い、高額機器の共同利用など、効率的な機器の整備が必要です。

具体的な取り組み

- **連携による医療体制の推進**
市立病院と市内外医療機関との病病連携・病診連携や医療と介護の連携により診療機能の分担を図り、医療体制の充実に努めます。
- **医療機能の充実**
市立3病院における急性期・回復期・慢性期の分担を図り、リハビリを含めた医療機能の充実に努めます。
- **医療の質の向上**
高額機器の共同利用など、効率的な機器の整備を行い、多様化する市民の医療ニーズに対応します。

成果指標		現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
市立病院の病床利用率	栗原中央病院	72.8%	83.0%
	若柳病院	56.6%	84.0%
	栗駒病院	70.9%	80.0%
市立病院への紹介率	栗原中央病院	64.1%	70.0%
	若柳病院	57.4%	59.0%
	栗駒病院	13.8%	15.0%

第4次経営健全化計画の策定に合わせて修正予定

②地域医療を支える人材の確保と育成に努めます。

市民の医療ニーズに添えていくため、引き続き医師招へいと看護師等の医療スタッフの確保に取り組むとともに、各種研修の充実を図ります。

現状と課題

- 救急医療体制の整備や専門診療科目の充実を図るために、引き続き医師招へい及び看護師等の医療スタッフ確保など、地域医療を支える人材を確保する必要があります。
- 質の高い医療が求められていることから、各種研修の充実により、医療スタッフのスキルアップを図る必要があります。
- 地域医療を支える医療スタッフが安心して働くことができるよう、環境の整備に取り組む必要があります。

具体的な取り組み

● 医師招へいと医療スタッフ確保の取り組み

医療体制を維持するため、大学、県等へ医師招へいの働きかけを行います。また、卒後初期研修制度の充実、専門医制度に基づく専攻医の受入れを進めます。さらに、医療スタッフ確保のため、医学生修学一時金貸付制度を利用しやすいよう、制度の見直しを行い充実を図ります。

● スキルアップ研修の充実

医療スタッフのスキル向上やモチベーションのアップを目的として、先進医療・専門医療に関する長期研修や認定看護師の資格取得など、各種研修の充実を図ります。

● 働く環境の整備

医師・看護師等宿舎や院内保育所の活用など、医療スタッフが安心して働くことができる環境の整備に努めます。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
修学資金を利用して市立病院に勤務する医師数 (制度開始から目標年度までの累計)	7人	18人
修学資金を利用して市立病院に勤務する看護師数 (制度開始から目標年度までの累計)	24人	39人

③地域の医療機関との連携を密にし、地域医療を守ります。

市民が地域で安心して暮らせるよう、高度医療、休日診療、在宅医療の医療体制の充実を図ります。

現状と課題

- 市民に高度な医療を提供するため、県北地域基幹病院（大崎市民病院）との連携を継続する必要があります。
- 医療に関する市民のニーズは多岐にわたるため、市民が安心できる医療体制の構築が必要です。
- 住み慣れた地域で生活し続けるため、在宅医療の充実が求められています。

具体的な取り組み

- **地域の医療機関との連携強化の取り組み**
地域の医療機関との連携、協力体制及び近隣の基幹病院との連携強化を図ります。
- **急患診療体制の強化**
市内医療機関の連携により、急患診療体制の強化に努めます。
- **在宅医療の充実**
地域の医療機関が行う在宅診療を市立病院が後方支援するなど、医療機関相互の連携強化に努めます。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
在宅療養後方支援病院 ^(*注) の登録患者数	87人	150人
在宅医療専門の医療機関	2か所	3か所

*注「在宅療養後方支援病院」…あらかじめ病院に登録している在宅療養患者について緊急時に対応し、必要があれば入院を受け入れる病院。

IV

地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまちを創るために

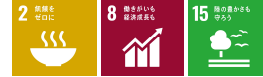
方針 1 持続可能な農林業の育成と栗原ブランドの確立に取り組めます



施策

- ① 将来にわたり持続可能な農林業を目指し、多様な経営感覚を備えた農業者等の育成を図ります。
- ② 効率的で安定的な農林業の実現に向け、生産基盤等の強化を図ります。
- ③ 意欲のある生産者に対し、生産から加工、流通・販売まで対応できる体制づくりを支援するとともに、広く認められる栗原ブランドの確立を目指します。

施策 IV-1-①



①将来にわたり持続可能な農林業を目指し、多様な経営感覚を備えた農業者等の育成を図ります。

将来にわたり持続可能な農林業の構築を目指し、環境への負荷軽減など意欲的に経営や技術の改善に取り組む担い手農業者や集落営農組織等を支援します。

現状と課題

- 高齢化や後継者不足により農林業従事者の減少が進む中、意欲と能力のある担い手の育成・確保を図り、持続可能な農林業を目指す必要があります。
- 米価低迷や耕作放棄地の増加など、農業を取巻く現状は厳しくなっているため、農業の持続性や生産力を向上させる必要があります。
- 新規就農を目指す者にとっては、資金面などの確保が課題となっているため、青年就農給付金などの制度の情報提供を行いながら、就農しやすい環境づくりを進める必要があります。

具体的な取り組み

- **地域をまとめる経営体の育成**
他産業並みの所得が確保できる認定農業者、企業的な経営感覚を持った農業法人組織など、地域の中核となる経営体の育成・確保を図ります。
- **林業従事者の育成支援**
林業に必要な技術研修や体験学習等により、林業従事者の育成を支援します。
- **地域農業を担う農業者への支援**
共同で水田農業用機械を購入する農業者や次世代に対応したスマート農業機械等を導入する経営体を支援します。
- **新規就農者及びI・J・Uターン就農者への支援**
新規就農者やI・J・Uターンによる就農者に対し、国の事業等を活用し、新規就農希望者へ就農に必要な技術取得の研修等の支援、就農後の一定期間の生活支援及び農業経営の後継者を支援します。
さらに、家族農業経営を始めとする担い手の経営を継承し発展させる取り組みを支援します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
農業経営法人化の育成・確保	56経営体	70経営体
新規就農者数	9人/年	30人/5年

②効率的で安定的な農林業の実現に向け、生産基盤等の強化を図ります。

農林業の維持・継続を図るため、効率的で安定的な生産と供給を支えながら、さらなる生産性の向上を目指し、生産基盤等の整備を着実に進めます。

現状と課題

- 水稲は、米価の下落を防ぐため需要に応じた生産を推進するとともに、担い手確保や生産性の向上など経営の効率化を進める必要があります。
- 園芸は、野菜価格の変動などにより厳しい経営状況となっています。
- 畜産業は、約8割が小規模農家で高齢化や後継者不足などから、飼養頭数が年々減少しているため、和牛産地として生産基盤の強化を図る必要があります。
- 林業は、高齢化や後継者不足に加え木材の輸入による価格の下落などにより厳しい状況になっているため、生産条件の整備を図る必要があります。
- ツキノワグマやイノシシ等による農産物等への被害が拡大していることから、有害鳥獣の捕獲等の対策を強化する必要があります。

具体的な取り組み

- **ほ場整備事業等の推進**
ほ場整備を計画的に進め、農地中間管理機構と連携を図り、農用地の利用集積を推進します。また、農地や農道の整備など、基盤整備による生産性の向上を図り、経営の効率化を進めます。
- **水稲・園芸等農産物の安定供給の推進**
農産物の安定供給のため、施設等の整備や経営の効率化及び産地づくり等により、生産拡大に向けた取り組みを推進します。
- **和牛生産基盤の強化**
より一層の和牛資源の確保と産地づくりの強化を目指し、優良な素牛の市内保留や増頭対策を支援します。
- **森林整備事業の推進**
林業の振興を図るため、植林などの森林整備や間伐材の生産性向上に向けた取り組みなどを支援するとともに、生産条件を向上させるため林道の整備を推進します。また、新たな森林経営管理法の施行に伴い、私有林の状況等を把握し、適切な森林整備を行います。
- **農村環境等の維持・保全**
地域共同活動や環境保全活動などを推進し、農村環境や農業施設等の維持・保全に努めるとともに、生産条件の整備を行います。
- **有害鳥獣対策の強化**
有害鳥獣による被害を軽減するため、防護柵等の設置経費に対する助成や、鳥獣被害対策実施隊の活動支援などの対策と併せて、捕獲鳥獣の処理対策に取り組みます。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
水田の面的整備率（ほ場整備）	59%	69%
繁殖素牛の頭数	4,476頭	4,500頭

③意欲のある生産者に対し、生産から加工、流通・販売まで対応できる体制づくりを支援するとともに、広く認められる栗原ブランドの確立を目指します。

関係機関が連携し、生産・加工・販売に取り組む事業者の育成支援を行います。また、栗原産品の情報発信や販路拡大を支援することにより、栗原ブランドの確立を目指します。

現状と課題

- 農林漁業者が自ら一貫して原料生産、製造加工、販売を行う6次産業化に加え、農商工福連携による商品開発も促進し、農林漁業の所得向上を図る必要があります。
- 栗原ブランドを確立するため、栗原産農林水産物等の認知度を高める必要があります。

具体的な取り組み

- **6次産業化の啓発・育成支援**
6次産業化推進に関する研修の機会や専門的指導者派遣等により、知識の習得や商品開発を支援します。
- **6次産業化に係る費用等の支援**
商品開発や加工施設の設備投資、マーケティング等の6次産業化にかかる経費に対して支援します。
- **栗原ブランドの確立**
消費者やアグリビジネス事業者のニーズを把握しながら、農林水産物及び加工品の認知度向上を図ります。
- **栗原ブランドのPR及び販売支援**
各種媒体を活用したPRを通して、効果的な販売戦略を展開し、販路拡大に取り組みます。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
6次産業商品化件数	3件/年	25件/5年
飲食フェア等における栗原産品の認知度	—	令和4年度比 10%増

IV

地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまちを
創るために

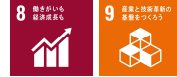
方針 2 産業育成と企業誘致による産業拠点を形成します



施策

- ①優れた高速交通体系など、地の利を生かした企業誘致を進めるとともに、既存企業との取引拡大や企業間の連携を促進し、産業拠点の形成を目指します。
- ②市内での創業・起業を支援するとともに、既存企業の経営安定化と雇用機会の創出に取り組みます。
- ③空き店舗の活用促進など、新たな事業展開や新規参入を目指す事業者等による、賑わいのある商店街づくりを支援します。

施策 IV-2-①



①優れた高速交通体系など、地の利を生かした企業誘致を進めるとともに、既存企業との取引拡大や企業間の連携を促進し、産業拠点の形成を目指します。

優れた立地環境を生かして、積極的な企業誘致を進めるとともに、企業間の連携によってさらなる産業集積を図り、栗原市が東北の重要な産業拠点の一つとなることを目指します。

現状と課題

- 既存工業団地への企業誘致や市内未利用地の活用を推進するとともに、今後の企業ニーズに対応できる工業団地の整備を検討する必要があります。
- 企業誘致を推進するため、魅力ある支援策の充実を図り、積極的な情報発信によって栗原市の優位性をアピールする必要があります。
- 既存企業と誘致企業との取引拡大に向け、企業間の連携やマッチングの促進が求められています。

具体的な取り組み

● 企業の誘致と市内未利用地の活用推進

企業ニーズに迅速に対応できる市内未利用地の活用を促進するとともに、自動車関連産業や高度電子機械産業、食品関連産業をはじめとした多種多様な業種の誘致を推進します。

● 魅力ある支援策の充実と積極的な情報発信

企業立地促進奨励制度に加え、人材確保などの支援策の充実を図るとともに、積極的な情報発信に取り組みます。

● 既存企業と誘致企業の交流・連携促進

既存企業と誘致企業等による取引拡大に向け、ビジネスマッチングなどによる交流・連携を促進します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
新たな誘致企業件数	—	5社/5年
市内誘致企業と既存企業等との取引拡大件数	—	10件/5年

②市内での創業・起業を支援するとともに、既存企業の経営安定化と雇用機会の創出に取り組みます。

商工会や金融機関、専門家等との連携を図り、市内での創業・起業を支援します。また、企業に対し事業資金の斡旋を通じて経営安定化を図りながら、新規学卒者などの雇用を促進します。

現状と課題

- 市民や市内企業のみならず、移住者も含めたなかで創業・起業意欲を高め、新たな産業化につなげるため、相談窓口の設置や各種支援が必要です。
- 市内企業団体や商工団体等と連携して企業間の交流を促進するとともに、産学官連携の取り組みにより地域の技術力・生産力を高める必要があります。
- 既存企業の経営の安定化を図り、雇用機会の創出に取り組み、市民が安心して働ける場を確保する必要があります。

具体的な取り組み

- **創業・起業支援の推進**
ビジネスモデルの構築や資金調達など、創業に必要となる要素や事業段階に応じて、関係機関と連携した適切な創業・起業支援を行います。
- **企業の育成・支援**
既存企業同士の交流や異業種間の交流を促進するとともに、産学官連携による企業の生産性向上等を支援します。
- **中小企業者の資金確保の支援**
中小企業振興資金制度等により、中小企業の安定的な資金調達を支援します。
- **市内企業への就職支援**
企業ガイダンスの開催により、市内企業への就職機会の提供と支援を行うとともに、産業雇用安定センターなどと連携を図り、失業の予防等のための出向や移籍等についても支援を行います。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
創業・起業件数	10件/年	50件/5年
新規学卒者の市内就職率	52.4%	55.0%

③空き店舗の活用促進など、新たな事業展開や新規参入を目指す事業者等による、賑わいのある商店街づくりを支援します。

市内商店街は、売上の減少や後継者不足などにより空き店舗等が増えていることから、意欲ある事業者等による賑わいを取り戻すための新たな取り組みを支援します。

現状と課題

- 大型小売店の進出などにより、従来からの商店が減少していることから、意欲のある事業者等への支援が必要です。
- 高齢化の進行と後継者不足により、商店街のシャッター通り化が進んでいるため、空き店舗等を活用した取り組みが必要です。
- 地域の商店が減少したことにより、食料品等の日常の買い物が困難な状況にある高齢者等に対する対策が求められています。
- 経営者の高齢化と、後継者不足による事業承継問題が深刻化しており、将来の事業存続に課題を抱える中小企業・小規模事業者が多くなっているため、支援の取り組みが必要です。

具体的な取り組み

- 意欲ある事業者等への支援
新たな事業展開や新規参入の意向を持つ意欲ある事業者等に対し、出店や販路拡大などの取り組みを支援します。
- 空き店舗等の利活用の促進
空き店舗等を活用した、新規出店等による賑わいを取り戻すための取り組みを支援します。
- 買い物困難者への支援
民間団体等と連携し、買い物困難地区の解消を目指します。
- 事業承継への支援
会社の経営権の引継や後継者教育など、様々な課題があることから、専門家を紹介するなど事業承継への取り組みを支援します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
空き店舗等を活用した新規出店数	7件/年	35件/5年
事業承継数	23.6件/年 (H28~R2の平均)	125件/5年

IV

地域の特性を生かした、産業や交流が盛んなまちを創るために

方針 **3** 地域資源を生かした広域観光戦略を構築し、栗原市を発信します



施策

- ①観光推進体制づくりに取り組むとともに、効果的なマーケティングの実施により、観光戦略を推進します。
- ②多様な地域資源を生かした「田園観光都市」づくりを発展させ、栗駒山麓ジオパークなどを活用し、交流人口の拡大を目指します。
- ③市民の「おもてなし意識」を高めながら、自然環境の豊かさや歴史・文化を共有できる国内・国際交流の推進と、インバウンドの誘客促進に取り組みます。

施策 IV-3-①

①観光推進体制づくりに取り組むとともに、効果的なマーケティングの実施により、観光戦略を推進します。

豊かな自然や魅力的な観光資源等を活用した誘客に向けて、多様な観光関係者と共創しながら、観光推進体制づくりに取り組み、観光戦略を推進します。

現状と課題

- 観光産業をさらに活性化させるため、多様な観光関係者が目的を共有しながら一体的に取り組む仕組みづくりが必要です。
- 宿泊者数は、概ね横ばいで推移してきたが、新型コロナウイルス感染症等の影響により減少に転じていることから、滞在型観光に向けた戦略が必要です。
- さまざまな形態に応じた観光商品の開発と効果的な情報発信を行い、交流人口の拡大につなげる必要があります。

具体的な取り組み

- **観光推進体制づくり**
観光資源と地域の現状課題の整理により、観光地域づくりの必要性の共通認識のもと、多様な観光関係者等による観光推進体制づくりに取り組み、観光戦略を推進します。
また、観光地域づくりの舵取り役としての持続可能な事業主体の立ち上げを検討します。
- **観光資源を生かした観光戦略の推進**
観光資源の磨き上げ等を行い、滞在型に向けた効果的な観光戦略を推進します。
- **誘客プロモーションの実施**
観光商品の開発とあわせて、効果的な情報発信による販売を促進し、誘客を図ります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
観光推進体制の構築	なし	1団体/5年
観光ポータルサイトの閲覧数	467,078 アクセス/年	510,000 アクセス/年

施策 IV-3-②



②多様な地域資源を生かした「田園観光都市」づくりを発展させ、栗駒山麓ジオパークなどを活用し、交流人口の拡大を目指します。

「田園観光都市」づくりに磨きをかけ、栗駒山麓ジオパークを活用し、体験イベントなどを行いながら、交流人口の拡大を目指します。

現状と課題

- 地域資源に光りをあてた「田園観光都市」づくりを発展させるためには、観光資源に磨きをかけ、さらに活用する必要があります。
- ジオパークを推進するためには、ガイドの養成講座などによる人員確保とスキルアップを図りながら、体験型イベントの実施やジオパーク学習を推進する必要があります。また、計画的に施設等の整備を図る必要があります。

具体的な取り組み

- 「田園観光都市」づくりの推進と情報発信
地域資源を生かした旅行企画の商品化や観光客の受入体制の充実を図るとともに、観光情報誌やホームページ等を積極的に活用して、一層の誘客を図ります。
- 栗駒山麓ジオパークの推進
ジオパークガイド等の人材育成を図るとともに、防災・減災、ふるさと学習の一環としてのジオパーク学習の推進や体験型イベントを行いながら、交流人口の拡大を図ります。また、ジオサイトの説明板などの施設等の整備を計画的に図り、世界ジオパークを目指します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
栗駒山麓ジオパークビジターセンター入館者数	2万4千人/年	3万人/年
体験型イベントの参加者数	6,300人/年	10,000人/年

施策 IV-3- ③

③市民の「おもてなし意識」を高めながら、自然環境の豊かさや歴史・文化を共有できる国内・国際交流の推進と、インバウンドの誘客促進に取り組みます。

育まれた自然環境と農山村文化の豊かさや歴史・文化を共有できるよう、それぞれの体験機会の提供や、広域的事業連携などにより受け入れの体制を整え、国内や国際交流の推進を図ります。

現状と課題

- 観光に関する知識や動向を継続的に学べる場を提供する必要があります。
- インバウンド旅行者については、日本の生活文化を体験するため、長期間滞在する傾向となっていることから、近隣市町村と事業連携した、長期滞在型観光を推進する必要があります。
- さらなる国内・国際交流のためには、風土や文化の違いなどを相互に理解した上で交流を図る必要があります。また、インバウンド観光を促進するため、栗原の地形や風土を積極的に発信する必要があります。

具体的な取り組み

● 歴史・文化・農林業体験等の実施

育まれた歴史や自然環境、農山村文化が体感できる体験事業の取り組みを推進します。

● 広域的事業連携の推進

観光客の行動範囲の拡大に対応した広域的な取り組みの展開や、観光資源を相互に結び付けることでの魅力を高め、連携圏域内での滞在時間の増加を推進します。

● 国内・国際交流の推進

国内・外の姉妹都市を中心とした交流を行い、様々な事業展開に繋げていきます。

● インバウンドの誘客促進

アジア圏などを中心に、栗原の魅力を伝えるプロモーションの取り組みにより、誘客を促進します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
宿泊者数	105,147人/年	130,000人/年
外国人宿泊者数	1,020人/年	1,300人/年

V

市民がまちづくりを楽しめるまちを創るために

方針 **1** 小さなコミュニティを大切にした地域づくりを推進します



施策

- ①「自助・共助・公助」に加え、これまで培ってきた「近助」の精神を財産に、コミュニティの活性化につながる活動を支援します。
- ②地域の課題解決に市民が主体的に取り組むことを推進します。
- ③地域の個性ある魅力的な取り組みを支援し、地域間の連携を促進します。

①「自助・共助・公助」に加え、これまで培ってきた「近助」の精神を財産に、コミュニティの活性化につながる活動を支援します。

従来からの相互扶助を目的とした組織、機能が薄れつつある地域を活性化するため、その基盤となるコミュニティの構築を推進し、市民が互いに助け合い、身近な近助づきあいを感じるまちづくりを目指します。

現状と課題

- ライフスタイルの多様化により、身近なコミュニティの機能が薄れてきていることから、「共助」の基礎となる「近助」の関係を再構築する必要があります。
- 「自助・共助・公助」が浸透し、主体的な自治会活動の取り組みが行われていますが、災害時の対応等における、「自助」と「共助」の間をつなぐ「近助」の重要性が増しており、日常的に声を掛け合える関係を作る必要があります。

具体的な取り組み

- 互いが助け合う近助づくりの支援
日頃から住民同士が見守り、助け合いながら生活できる「近助」づくりのため、「ご近所助け愛事業」を創設し、その取り組みを支援します。
- 自治会活性化の推進
「近助」づくりによる、日常的なつながりを深めていくことによって自治会活動の活性化を推進します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
「ご近所助け愛事業」取組自治会数	—	200自治会
自治会加入率	87%	92%

施策 V-1-②

②地域の課題解決に市民が主体的に取り組むことを推進します。

市民の地域づくりへの参画意識を醸成し、市民が主体となり地域づくりを推進していく仕組みを構築し、地域の活性化を図ります。

現状と課題

- 少子高齢化や人口減少など社会情勢の変化に伴って、公共サービスに対する市民ニーズが多様化してきており、市民と各種団体、行政が連携した取り組みが重要となっています。
- 地域住民が協働して、地域が抱える課題を解決する取り組みを支援する必要があります。

具体的な取り組み

- **自主・自立を目指す地域づくりの支援**
旧小学校区を基本単位とした地域の課題を市民が主体となって解決でき、地域活性化の中心となるコミュニティ推進協議会を市内全域で設立し、その活動を支援します。
- **地域独自の新たな財源の確保**
地域資源の活用による「コミュニティビジネス」創出のため、他団体の取り組み事例の情報提供やノウハウの継承など必要な支援を行います。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
「コミュニティ推進協議会」の設立件数	19件	29件
コミュニティビジネスの取組み組織数	1組織	3組織

施策 V-1-③

③地域の個性ある魅力的な取り組みを支援し、地域間の連携を促進します。

それぞれの地域で独自に取り組んできた地域づくりの実践を尊重しながら、地域間での情報共有を促し、市全体が活性化することを目指します。

現状と課題

- 自治会は、世帯数や組織構成によって課題が異なることから、各地域に応じた活動を支援していく必要があります。
- 自治会やコミュニティ推進協議会において実施されている活動が固定化傾向にあることから、相互に情報交換することで、活性化につなげる仕組みづくりが求められています。

具体的な取り組み

- **独自事業の取り組みへの支援**
 それぞれの地域が考え実践する独自事業の取り組みを推進し、積極的に支援します。
- **自治会間の連携推進**
 地域同士が、地域づくりなどの情報交換をすることによって、学び気付き合える仕組みを充実します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (平成8年度)
コミュニティ組織一括交付金の独自項目取組自治会数	196団体/年	230団体/年
自治会等連携事業の取組団体数	—	20団体/5年

V

市民がまちづくりを楽しめるまちを創るために

方針 2 市民が自ら行うまちづくり活動を支援します



施策

- ①自治会などによる自主的な市民活動を支援し、市民が生きがいを感じ、楽しみながらまちづくりに参加できる社会を目指します。
- ②公益活動を行う団体などの育成に努め、協働のまちづくりを進めます。
- ③男女が互いに尊重し、対等な立場でまちづくりに取り組むことを推進します。

①自治会などによる自主的な市民活動を支援し、市民が生きがいを感じ、楽しみながらまちづくりに参加できる社会を目指します。

市民が自ら地域課題の効果的な解決のためにまちづくりに参画し、その活動が市民生活の質を高め、市民がいきいきと生活できるように支援します。

現状と課題

- 公共サービスのニーズが拡大する一方で、行政が担当できる領域には限界があることから、市民が主体的にまちづくりに参画することが求められています。
- 自治会活動の拠点となる集会施設の老朽化が進んでおり、活動拠点の確保及び安全で安心な施設整備が求められています。

具体的な取り組み

- **自主的な地域活動への支援**
地域住民が考え実践する自主的な活動を支援します。
- **コミュニティ施設の整備支援**
自治会活動の拠点となる集会施設等の整備に対する支援を行います。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
コミュニティ組織一括交付金の独自項目取組自治会数	196団体/年	230団体/年
コミュニティ施設の整備件数	4件/年	20件/5年

②公益活動を行う団体などの育成に努め、協働のまちづくりを進めます。

まちづくりを行ううえで、市民が主体的に参画し公益サービスを担う団体として、行政との対等なパートナーシップに基づき行動する市民活動を支援します。

現状と課題

- 行政による市民の視点に立ったまちづくりとともに、地域の身近な課題を解決することなど、市民自ら行うまちづくりも求められています。
- 市内の公益活動を行う市民や団体は、共通する課題等を抱えており、各団体の連携により、課題を解決し、新たな発想で連携して地域活動を行うことが求められています。

具体的な取り組み

- **公益活動を行う市民や団体の育成**
地域づくりを進めていくなかで、行政と地域をつなぐ市民や団体を育成します。
- **公益活動を行う市民や団体等との連携**
公益活動を行う市民や団体をはじめ、地域、企業等が連携した事業を支援します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
NPO法人の設立	20件	23件
公益活動団体、企業等が連携して行う事業の実施件数	1件	3件/5年

③男女が互いに尊重し、対等な立場でまちづくりに取り組むことを推進します。

『第2次くりはら男女共同参画推進プラン』に基づき「人権尊重と男女平等」「多様な生き方の尊重」「男女共同参画」を基本理念とし、誰もが平等でいきいきと暮らすことができるまちを目指します。

現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するために、家庭をはじめ、地域社会全体で固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み等を解消する必要があります。
- 家庭は男女共同参画の意義を学び、実践するための基礎となる場であるため、日常的な家事・育児・介護などの家庭内の役割を男女が共同で取り組む必要性について、継続的に啓発を行う必要があります。
- 豊かで活力ある地域社会の形成には、地域活動における固定的な性別役割分担意識を見直し、男女が共に参画できる環境づくりが求められています。

具体的な取り組み

- **いちにの参画講座の実施**
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、市民や各種団体、企業との連携のもとで意識啓発や理解促進を図ります。
- **男女のパートナーシップに基づく家庭づくりの啓発**
家庭における男女が、夫婦・パートナーとして共に責任と役割を分かち合うことのできる家庭づくりに向けて、啓発や学習会の充実を図ります。
- **男女の地域活動への参加促進**
男女が共に地域活動に参画するため、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習等を見直し、共に地域活動に参画できるよう意識啓発を図ります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
民間企業における女性管理職の割合	—	10.0%
審議会等の女性委員数の割合	25.1%	30.0%

V

市民がまちづくりを楽しめるまちを創るために

方針 **3** 市民満足度を重視した効率的な行政サービスを行います



施策

- ①多様な市民ニーズを把握して、満足度が高まる行政サービスを提供します。
- ②市民との情報共有を高め、市民の声を市政に反映させる仕組みを充実させます。
- ③徹底したコスト削減を行い、効率的で安定した行財政運営に取り組みます。

施策 V-3-①

①多様な市民ニーズを把握して、満足度が高まる行政サービスを提供します。

多様化する市民ニーズを把握するとともに、総合計画に基づき事業をし、適正な施策の評価を行い、改善する仕組みを構築し、満足度が高まる行政サービスを提供します。

現状と課題

- 市民満足度向上のため、多様化する市民ニーズに応えられる行政サービスを一層充実する必要があります。
- より多様化する市民ニーズに対応するため、市民のライフスタイルに応じた、利便性の高いサービスの提供が求められています。
- 限られた行財政資源を効率的・効果的に活用するため、市が行っている事業等をPDCAサイクル^(※注)による評価改善を行い、市民に公表する仕組みを構築する必要があります。

*注「PDCAサイクル」…Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の4つの頭文字を取ったもので、業務を継続的に改善していく手法。

具体的な取り組み

- **市民意識調査の実施**
多様化する市民ニーズを把握するための調査を行い、施策に反映します。
- **利便性の高い行政サービスの提供**
マイナンバーカードを利用したオンラインによる行政手続きなどを充実し、より利便性の高い行政サービスの提供と手続きの簡素化を図ります。
- **外部評価の導入**
効率的・効果的な行政サービスの提供を行うため、施策の効果について点検・検証を行うなど、外部評価の仕組みの構築を目指します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
行政サービスにおける市民満足度	56.6%	85.0%
市民のマイナンバーカード取得率	20.8%	100%

施策 V-3-②

②市民との情報共有を高め、市民の声を市政に反映させる仕組みを充実させます。

情報発信の強化により、行政に対する市民の関心を喚起するとともに、市政懇談会など市民の声を反映させる機会を充実します。

現状と課題

- 情報が身近に感じられるような、市民と双方向の発信が可能となる環境の構築に取り組む必要があります。
- 市民に興味を持っていただけるように広報紙やホームページ、フェイスブックなどを、より見やすく、魅力ある媒体とすることが求められています。
- 市民が市政に対する意見などを、ICT等を活用し、より提案しやすい環境を構築する必要があります。

具体的な取り組み

- **情報発信の充実**
デジタル技術を活用し、ヒト、モノ、コトがつながるよう市内外に最新の情報を発信します。
- **広報事業の充実**
広報紙の紙面構成や、ホームページの見やすさなど、市民の声を大切にし、常に改善に取り組みます。
- **広聴事業の充実**
各世代に特化したテーマに対して市民から意見を求め、検討結果や実施状況を公開することにより、市政への市民参加を促進します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
広報くりはらの読者満足度	74%	80%
市公式ウェブサイト年間閲覧数	338万件/年	360万件/年

施策 V-3-③

③徹底したコスト削減を行い、効率的で安定した行財政運営に取り組みます。

生産年齢人口の著しい減少や自治体間競争の高まりなど、自治体において財源の確保が困難になる中で、行政サービスを持続的かつ安定的に提供していくための健全な行財政運営を目指します。

現状と課題

- 市税をはじめとする収入の減少が予想され、非常に厳しい財政状況が続くものと見込まれることから、より効果的な行財政改革に取り組む必要があります。
- 公共施設等は、施設の老朽化による建替えや大規模改修などによる費用の増大が見込まれることから、効率的で効果的な配置を計画的に行う必要があります。

具体的な取り組み

● 行財政改革の推進

持続的な行政運営を行うため、事務事業や組織機構の見直し、定員の適正化など、AI-OCR（*注1）・RPA（*注2）等のICTの積極的な導入などにより、行財政改革を推進します。

● 持続可能で効率的な財政運営

自主財源を確保するため、市税等の収納率向上や未利用地などの市有財産の有効活用を推進するとともに、歳出削減を図り、効率的な財政運営を行います。

● 効率的・効果的な公共施設等の管理運営

栗原市公共施設等総合管理計画基本方針に基づき、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、最適な施設配置と管理運営を推進します。

*注1「AI-OCR」…画像として取り込んだ文字を読み取り、テキストデータとして抽出できるOCRの文字の認識処理工程にAI技術を組み込み、読み取り精度を大きく向上させたもの。

*注2「RPA」…「ロボティック・プロセス・オートメーション」の略語で、主に人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代行して自動化するもの。

財政計画策定に合わせて修正予定

成果指標	現状値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
実質公債費比率 (*注3)	8.6%	6.8%
将来負担比率 (*注4)	44.8%	34.1%

*注3「実質公債費比率」…一般会計などの借金返済、他の会計への繰出金のうち償還金に充てたものなどを指標化し、資金繰りの危険度を示したもの。

*注4「将来負担比率」…市が将来支払っていく可能性のある負担を現時点で指標化し市の財政を圧迫する可能性を示したもの。

重点①

放射能対策プロジェクト

放射性物質による不安を解消し、安心して暮らせるまち

目 標

福島第一原子力発電所からの放射性物質拡散による
汚染被害への対策に努め、安全・安心な暮らしを守ります。

重点① 放射能対策プロジェクト

放射性物質による不安を解消し、安心して暮らせるまち

放射能対策プロジェクトとは



東日本大震災に起因して発生した、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散は、環境汚染や健康不安、さらには農林畜産物や観光等に対する風評被害など、市民生活の様々な面に影響を及ぼしています。

そのような状況の中、市民の不安解消と風評被害などを払拭することが栗原市の重要課題であり、市が放射能被害に対して“今できること”を積極的に実践し、市民生活の安全・安心を取り戻すため、「放射性物質による不安を解消し、安心して暮らせるまち」を、第2次総合計画期間における放射能対策プロジェクトとして位置付けるものです。

目標

福島第一原子力発電所からの放射性物質拡散による汚染被害への対策に努め、安全・安心な暮らしを守ります。

具体的な取り組み

◎ 測定監視と迅速な情報公開

市独自に市内の複数箇所での大気中の放射線量測定をはじめ、子育て施設や教育施設の園庭や校庭での測定を継続するほか、学校給食の食材や水道水、農林畜産物、上下水道汚泥中の放射性物質の測定も継続実施し、監視体制を維持します。また、測定結果はすべてホームページで公開し、安全・安心な子育て・教育環境の提供と、市民の不安解消に努めます。

◎ 安全・安心な農作物の生産対策

農作物の放射性物質吸収抑制対策などを実施し、農家等が安心して生産に取り組める体制を支援します。

◎ 保管牧草等対策

汚染牧草の堆肥化実験結果を踏まえた、保管牧草の処理を進め、保管の長期化を心配する農家等の不安解消を図ります。

◎ 農産物等の風評被害の払拭

関係機関と連携したイベント等を開催し、栗原産農林畜産物等の安全・安心を全国にPRして風評被害の払拭と消費拡大を図ります。

◎ 迅速な測定体制の確立による出荷制限の早期解除

放射能汚染により食の安全・安心が求められていることから、栗原産の林産物等について、出荷制限解除に向けた取り組みを実施します。

重点②

地方創生の取り組み

基本目標1

地域の特性を生かした産業や交流が盛んで、充実した仕事ができる魅力的なまちを創る

基本目標2

若者の首都圏及び仙台圏への人口流出を抑制するとともに、移住したくなるまちを創る

基本目標3

結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちを創る

基本目標4

住民・企業・行政が協働でまちづくりを進め、安心して暮らすことができるまちを創る

重点② 地方創生の取り組み

(1)地方創生の取り組みの位置付け

全国的に少子高齢化が進展する中において、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、国においては、地方創生法を制定し、それに基づいて栗原市では平成28年(2016年)2月に「栗原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和3年(2021年)度までの7年間を計画期間として、4つの基本目標を柱とする地方創生の取り組みを行ってきました。

その間、国では令和元年(2019年)12月に Society5.0 やSDGs などの新たな視点を盛り込んだ第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和元年12月20日閣議決定)を策定し、各地方公共団体においても地方創生の充実・強化に向け、切れ目のない取り組みを進めるため、次期「地方版総合戦略」の策定が求められています。

栗原市における地方創生の取り組みは、まちづくりの指針である栗原市総合計画に包含し、引き続き総合計画と一体的に進めます。また、「栗原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる理念は、総合計画後期基本計画に統合し、一つの計画として策定します。

なお、総合計画との統合にあたっては、少子高齢化・人口減少の課題を克服し、将来にわたって活力ある地域社会の実現を図るため、本市の地方創生の理念や取組方針を基本計画の重点に位置付けます。

(2)地方創生の取り組みを進める上で重視する視点

地方創生の取り組みを推進する上で、次の3つを各施策の横断的な目標として設定します。

①地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

SDGsの理念を踏まえた地方創生を推進し、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組み、持続可能なまちづくりを進めます。

②地域における Society5.0 の推進

未来技術の活用により、人手不足などの地域課題の解決に取り組むとともに、生活の質を向上させるため、地域における Society5.0 の実現を推進します。

③多様な人材の活躍の推進

市民やNPO、企業などの多様な主体と連携・協働して地方創生の更なる深化を図ります。また、担い手不足の解消に向けて地域の多様な人材を確保するとともに、女性や高齢者等の誰もが働きやすく、活躍できる地域づくりを目指します。

(3)施策の方向性

栗原市の地方創生は、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の理念や取り組みの方向性を踏まえ、次の4つの基本目標を設定し、施策を推進することとします。

基本目標1

地域の特性を生かした産業や交流が盛んで、充実した仕事ができる魅力的なまちを創る



<基本的方向>

栗原市の人口移動の状況は、高校卒業に伴う進学や就職による転出者が多く、加えて大学等の進学先を修了した後、地元に戻りたい意向があったとしても、働く場が不十分であるために本市に戻りかねていると考えられます。

若者が住み続けたいと思えるような地域を実現するためには、地域の稼ぐ力を高め、やりがいを感じることで魅力的なしごと・雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働けるようにすることが重要です。

よって、市内の産業が活力を持ち市民が地域で働く場を確保するため、本市の基幹産業である農業の振興、豊かな地域資源を活用した観光業の充実、交通網や地の利を活かした自動車産業をはじめとする企業の誘致等、栗原市の特色や利点を活用し、地域産業の経営基盤強化と新たな雇用創出、産業の活性化、創業意欲の向上を図るとともに、担い手不足の解消に向けた人材確保のための支援を行います。

また、栗駒山、伊豆沼・内沼などの豊かな自然資源、栗駒山麓ジオパークのジオサイトといった観光資源の活用や、個人が地方の暮らしを体験する取り組みを進めるため、農泊、農山村体験を進めるほか、イベント開催等を通じた交流人口の拡大を図るとともに、訪れたい、住み続けたいと思えるような魅力的な地域をつくりまします。

<数値目標>【再掲】

成果指標	計画策定時	目標値（R8）
観光ポータルサイトの閲覧数	467,078 アクセス/年	510,000 アクセス/年
新規学卒者の市内就職率	52.4%	55%
新たな誘致企業件数	—	5社/5年
新規就農者数	9人/年	30人/5年
創業・起業件数	10件/年	50件/5年

<主な取組み>

- ①豊かな地域資源や観光資源を活用した、農泊、農山村体験などの魅力的なコンテンツを造成し、「関係人口（*注）」の拡大を図ります。
*注）「関係人口」…特定の地域に多様な形で関わる人々
- ②豊かな地域資源を活用し、収益力を意識したコンテンツ造成を行い、観光・物産等関連産業の活性化を図ります。
- ③栗原ブランドの確立に向けた取り組みを支援します。
- ④農林業の新規就業や後継者育成を支援し、持続可能な農林業を目指します。

- ⑤創業・起業を活発化し新たな仕事を創出します。
- ⑥企業誘致の促進や地元企業への持続的な経営支援により雇用の拡大を図ります。
- ⑦栗原の魅力の戦略的なPRにより認知度を向上させ、交流人口拡大を図ります。
- ⑧AIやIoTなどの先進的技術を活用し、地域産業の発展を促進します。
- ⑨女性や高齢者など誰もが働きやすい環境づくりを支援します。

基本目標2

若者の首都圏及び仙台圏への人口流出を抑制するとともに、移住したくなるまちを創る



<基本的方向>

栗原市の人口動態を見ると転出超過が続いており、人口減少問題に取り組んでいくうえで社会減を食い止める対策が必要不可欠です。そのため、市民が暮らしたいと思う魅力ある環境を整えるとともに、幼少期から郷土への愛着を醸成していくなど、地元の魅力を高めて転出抑制に繋げていくことを目指します。

また、新たな暮らしのスタイルに対応した地方移住への関心の高まりを踏まえ、生活環境の整備と雇用創出、移住支援制度の充実により、移住・定住と企業におけるテレワークを促進し、本市への新しいひとの流れを創出します。

さらに、本市への関心や関わりを築くことが、地域の担い手確保や将来的な移住を決めるきっかけ等につながることから、「関係人口」の創出・拡大に取り組みます。加えて、企業や個人からの寄附等により、地方創生に関する取り組みへの積極的な関与を促すなど、本市への資金の流れの創出・拡大を図ります。

<数値目標>【再掲】

成果指標	計画策定時	目標値（R8）
転出者数と転入者数の差	364人／年	200人以下／年
支援制度を活用して定住したI J ターン世帯数	93世帯／4年	150世帯／5年

<主な取組み>

- ①恵まれた自然に包まれた豊かに暮らせる住環境を整備します。
- ②同居や近居を進め、世代間で協力して暮らせる環境を推進します。
- ③民間等が保有する資産を活用した移住を促進します。
- ④郷土愛にあふれた子どもを育み、住み続けたい気持ちを醸成します。
- ⑤市外からの移住促進と情報発信に取り組みます。
- ⑥企業におけるテレワークやワーケーションを支援し、地方への新しいひとの流れを創出します。



＜基本的方向＞

人口の自然減を食い止めるためには、出生数を増やすことが不可欠です。しかし、近年では、未婚化・晩婚化の進行等により出生数が減少しており、その原因として、結婚・出産・子育てに対する経済的負担感や子育てと仕事の両立のしにくさなどの様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられます。

よって、結婚、妊娠・出産・子育ての各段階に応じて、切れ目のない支援を行い、若い世代が安心して子どもを産み育てられるよう社会全体で子育て世代を支える環境づくりを推進し、出生数の増加を図ります。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図り、多様な働き方の普及などを通じて、仕事と家庭が両立できる「働き方」を目指し、子育て環境を改善する取り組みを推進します。

さらに、幼児期から義務教育終了までの切れ目のない教育環境を整備し、グローバル社会や情報化社会で活躍する人材を育てるとともに、子どもたちに郷土愛を醸成する教育を実施し、ふるさとに対する愛着や誇りを育みます。

＜数値目標＞【再掲】

成果指標	計画策定時	目標値（R8）
婚姻率	2.56	2.94
合計特殊出生率	1.48	1.70
4月1日現在の保育所入所待機児童数	5人	0人

＜主な取組み＞

- ①若者の出会いと経済的安定を支援します。
- ②安心して出産できる環境を整備します。
- ③安心して子育てができる環境を整備します。
- ④知性と創造性に富み、心豊かでたくましい子どもを育成します。

基本目標4

住民・企業・行政が協働でまちづくりを進め、安心して暮らすことができるまちを創る



<基本的方向>

住み続けたいと思えるような地域をつくり、人口減少及び少子高齢化に対応するため、市民が互いに支え合う地域づくりを目指すとともに、市民の誰もが生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域全体で支える体制づくりが求められています。

よって、各地区のコミュニティが自主的に課題解決に取り組み、解決していくための適切な支援を行い、行政主導ではなく、地域や市民活動団体、企業・法人、教育機関等と行政が協働して行う、それぞれの地域の特色を生かした活力のある地域形成を目指します。

また、地域経済の活性化のためには、人々が安心して健やかに暮らせるまちづくりが必要であることから、地域の医療・福祉サービスの確保、スポーツ推進や健康増進、防災・減災及び交通安全の推進を図ります。

さらに、脱炭素社会の実現や非常時のエネルギー確保の観点から、再生可能エネルギーをはじめとした地域のエネルギー資源の活用を推進します。

<数値目標>【再掲】

成果指標	計画策定時	目標値（R8）
「コミュニティ推進協議会」の設立件数	19件	29件
スポーツイベントの参加者数	30,893人/年	34,000人/年
防災指導員が複数いる自主防災組織率	66%	100%
健康寿命 (日常生活に制限のない期間)	男性 79.72歳 女性 84.24歳	男性 81.0歳 女性 84.5歳

<主な取り組み>

- ①コミュニティの活性化を図るとともに、地域の課題解決に向けた市民の主体的な取り組みを推進します。
- ②市民活動団体、企業・法人、教育機関、地域自治会等が持っているノウハウを活用した、協働のまちづくりを推進します。
- ③地域の医療・福祉サービス等の機能を確保します。
- ④市民のスポーツ推進と健康増進を図ります。
- ⑤市民が安心して暮らせるよう、地域防災力の向上と、交通安全・防犯対策の推進を図ります。
- ⑥文化・芸術活動の振興を図ります。
- ⑦地域公共交通サービスの確保・充実を図ります。
- ⑧地域のエネルギー資源の活用を図ります。

資料編

人口ビジョン

(1) 将来人口の推計と分析

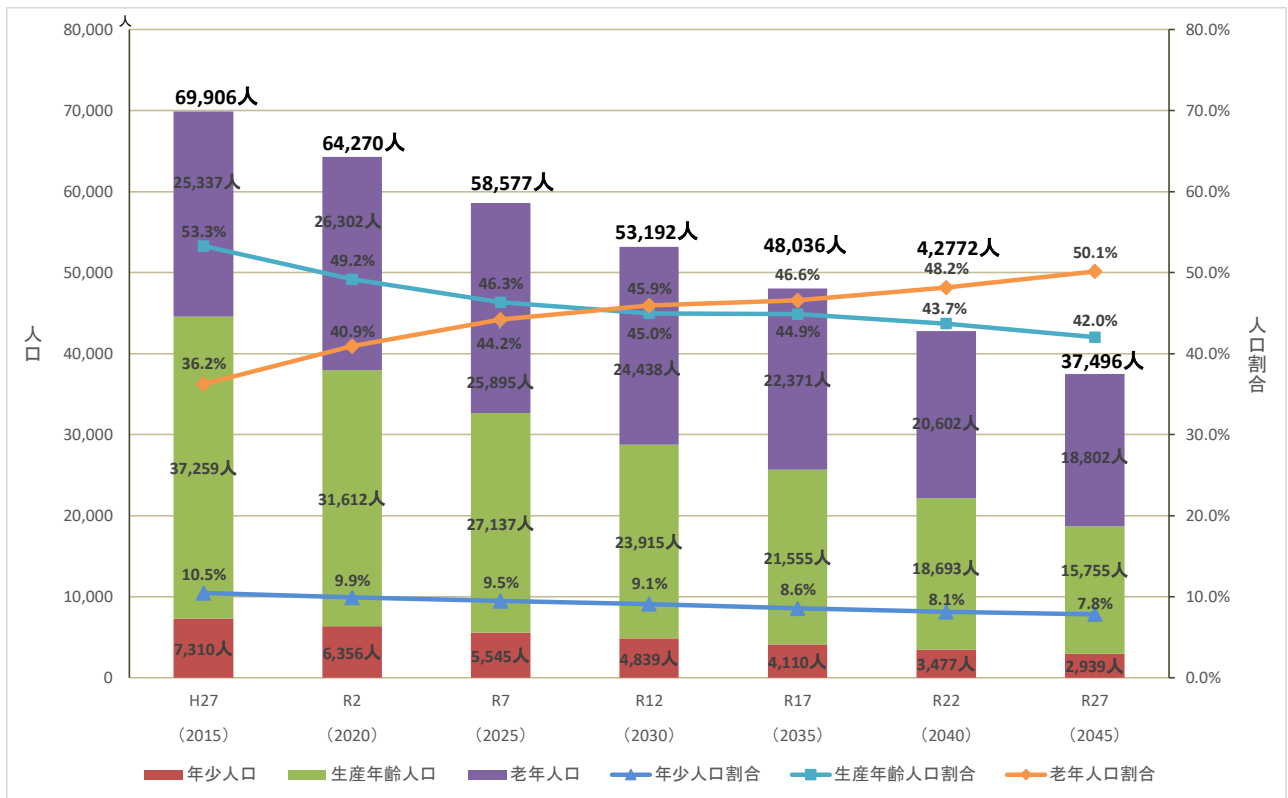
① 国の推計による将来の人口

社人研の推計によると、栗原市の総人口は、平成27年（2015年）の69,906人が、令和27年（2045年）には37,496人になると見込まれ、30年間で4割以上減少するという推計結果になっています。（図1-1）

人口構成をみると、令和27年（2045年）における総人口に対する老年人口割合が50.1%と推計されており、特に女性の老年人口割合は、令和7年（2025年）には生産年齢人口割合を超え、令和27年（2045年）には54.8%になると推計されています。（図1-2）

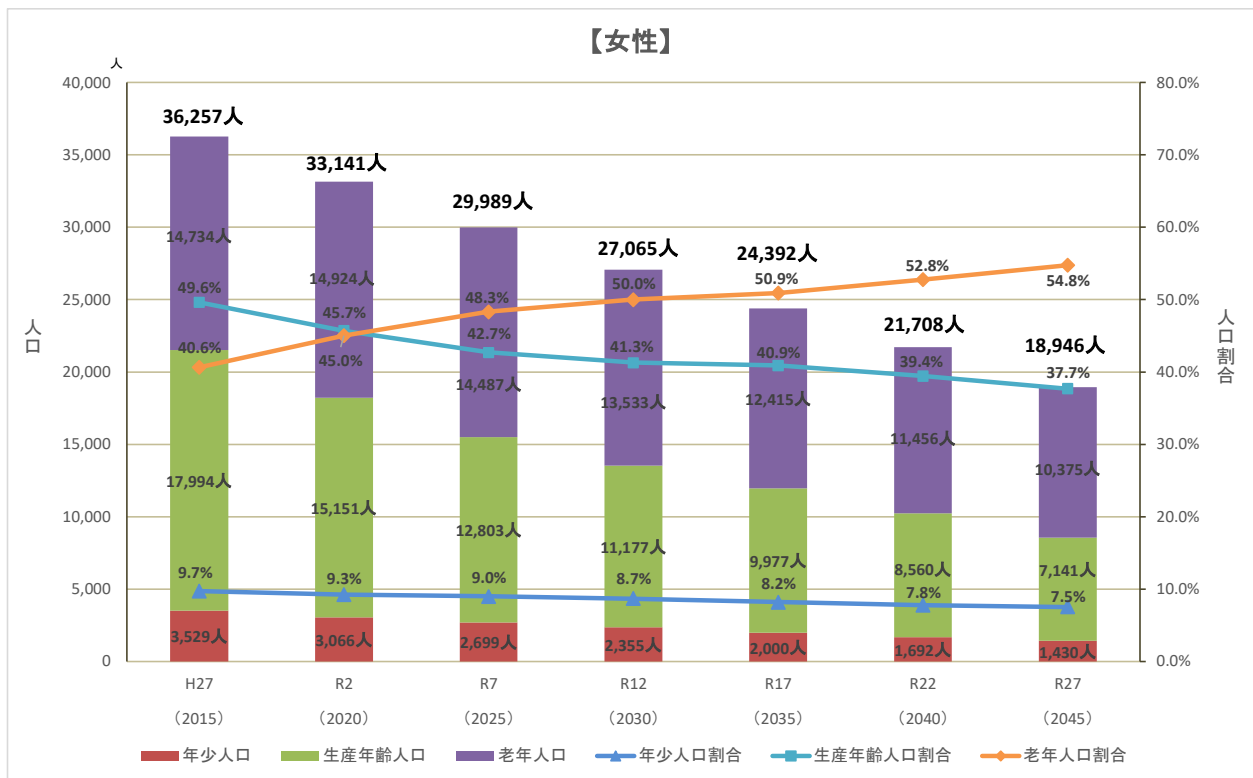
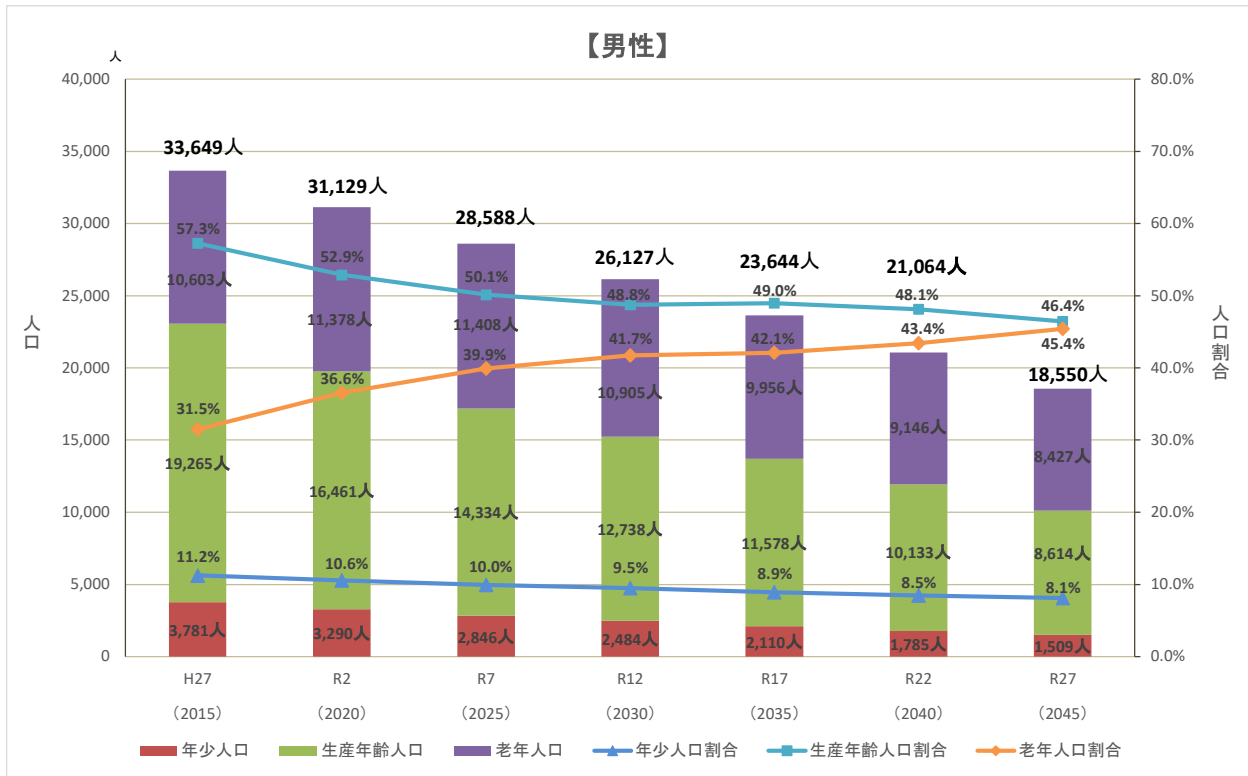
【図1-1】栗原市の将来人口

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計（平成30年3月推計）」



【図1-2】栗原市の将来人口（男女別）

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計（平成30年3月推計）」



② 将来人口の推計

本人口ビジョンでは、社人研推計に準拠した推計のほか、次のような3つの独自のパターンによって次のとおり将来人口を推計しました。(図2)

推計パターン	推計条件等	総人口 (2015年を1.0とした指数)	
		平成27年 (2015年)	令和47年 2065年
パターン1 《社人研推計準拠》	社人研の推計に準拠した場合	69,906 (1.0000)	21,570 (0.3086)
パターン2 《独自パターン》	合計特殊出生率が令和12年(2030年)に1.8(希望出生率)に達し、令和22年(2040年)には2.07(人口置換水準)に達する場合	69,906 (1.0000)	23,293 (0.3332)
パターン3 《独自パターン》	パターン2をベースに、令和2年(2020年)の推計人口を令和2年(2020年)国勢調査速報値人口に置き換えた場合	69,906 (1.0000)	23,479 (0.3359)
パターン4 《独自パターン》	パターン3をベースに、若い世代の移住・定住促進化施策の積極的な取り組みにより、社会減が年間200人に減少した場合	69,906 (1.0000)	31,002 (0.4435)

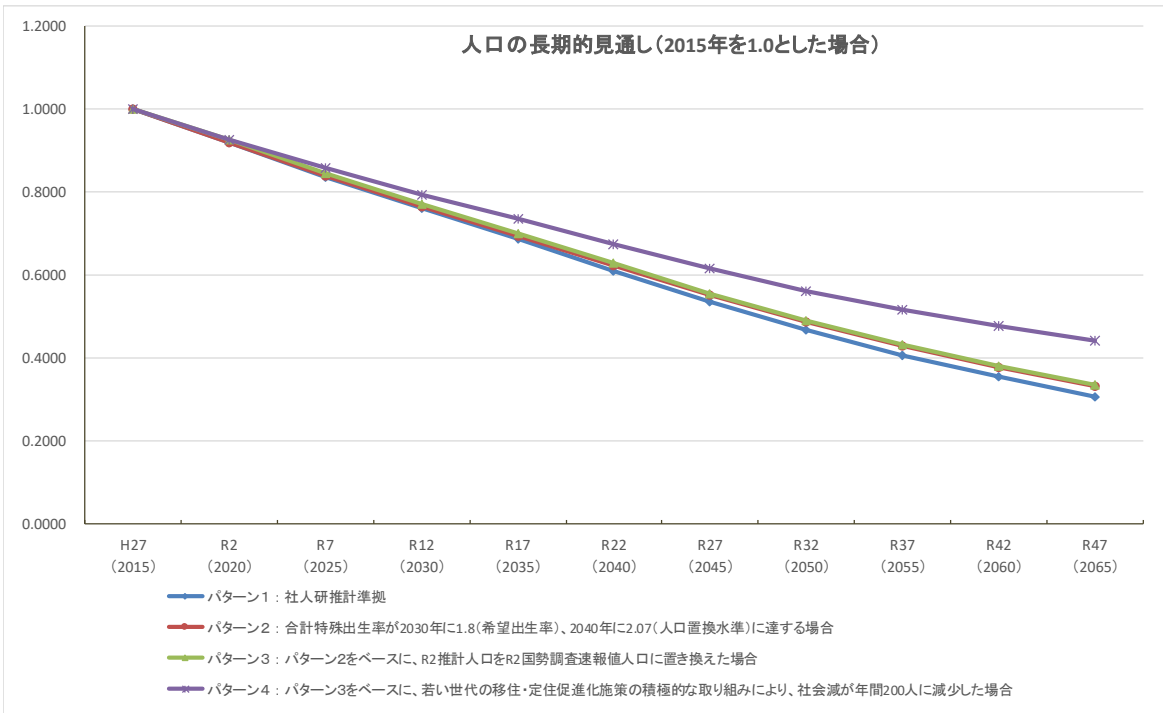
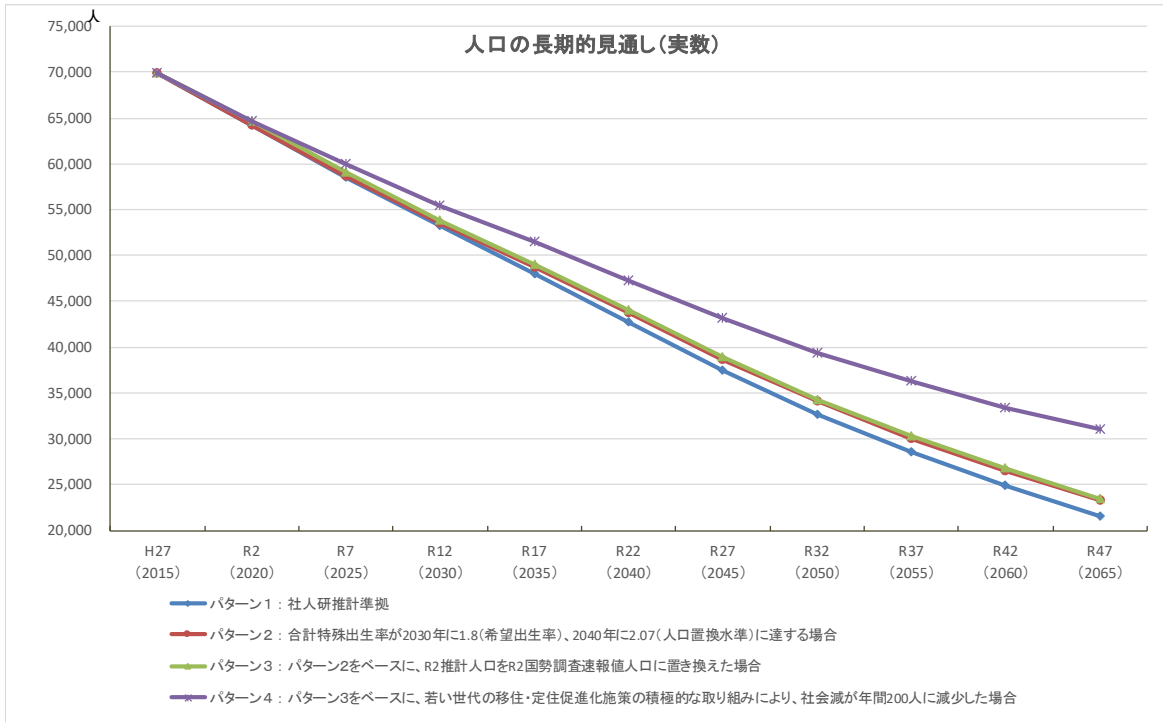
※純移動率について

栗原市の純移動率を年齢5歳階級別にみると、減少の移動率が15～19歳⇒20～24歳の男女で共に最も高く、次いで10～14歳⇒15～19歳の男女で共に高くなっている。これは進学や就職によって栗原市を離れる人が多いことが要因である。

逆に増加の移動率は、30～34歳⇒35～39歳の男女で共に高くなっている。これは一度栗原市を離れた人が結婚や出産などを機に地元に戻っている動きである。

このことから、10代～30代の転出入が栗原市の人口動向に大きく関わっているとと言える。したがって、この年代が栗原市に戻ってくること、戻った人が留まること、新たに栗原市に来ることが重要となってくる。

【図2】将来人口の推計



2015年を1.0とした係数	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
パターン1(社人研推計準拠)	1.0000	0.9193	0.8379	0.7609	0.6872	0.6119	0.5364	0.4681	0.4089	0.3571	0.3086
パターン2	1.0000	0.9193	0.8399	0.7660	0.6962	0.6254	0.5532	0.4875	0.4303	0.3801	0.3332
パターン3	1.0000	0.9253	0.8454	0.7711	0.7009	0.6297	0.5571	0.4910	0.4335	0.3830	0.3359
パターン4	1.0000	0.9253	0.8577	0.7941	0.7370	0.6769	0.6179	0.5627	0.5183	0.4781	0.4435

合計特殊出生率	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
パターン1(社人研推計準拠)		1.5637	1.5474	1.5530	1.5605	1.5636	1.5666	1.5666	1.5666	1.5666	1.5666
パターン2		1.5637	1.6818	1.8000	1.9350	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700
パターン3		1.5637	1.6818	1.8000	1.9350	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700
パターン4		1.5637	1.6818	1.8000	1.9350	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700

総人口	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
パターン1(社人研推計準拠)	69,906	64,267	58,577	53,194	48,037	42,774	37,498	32,723	28,587	24,960	21,570
パターン2	69,906	64,267	58,715	53,550	48,669	43,716	38,675	34,079	30,081	26,568	23,293
パターン3	69,906	64,686	59,101	53,907	48,998	44,017	38,948	34,327	30,307	26,773	23,479
パターン4	69,906	64,686	59,959	55,514	51,522	47,318	43,196	39,338	36,234	33,425	31,002

i) パターン1《社人研推計準拠》

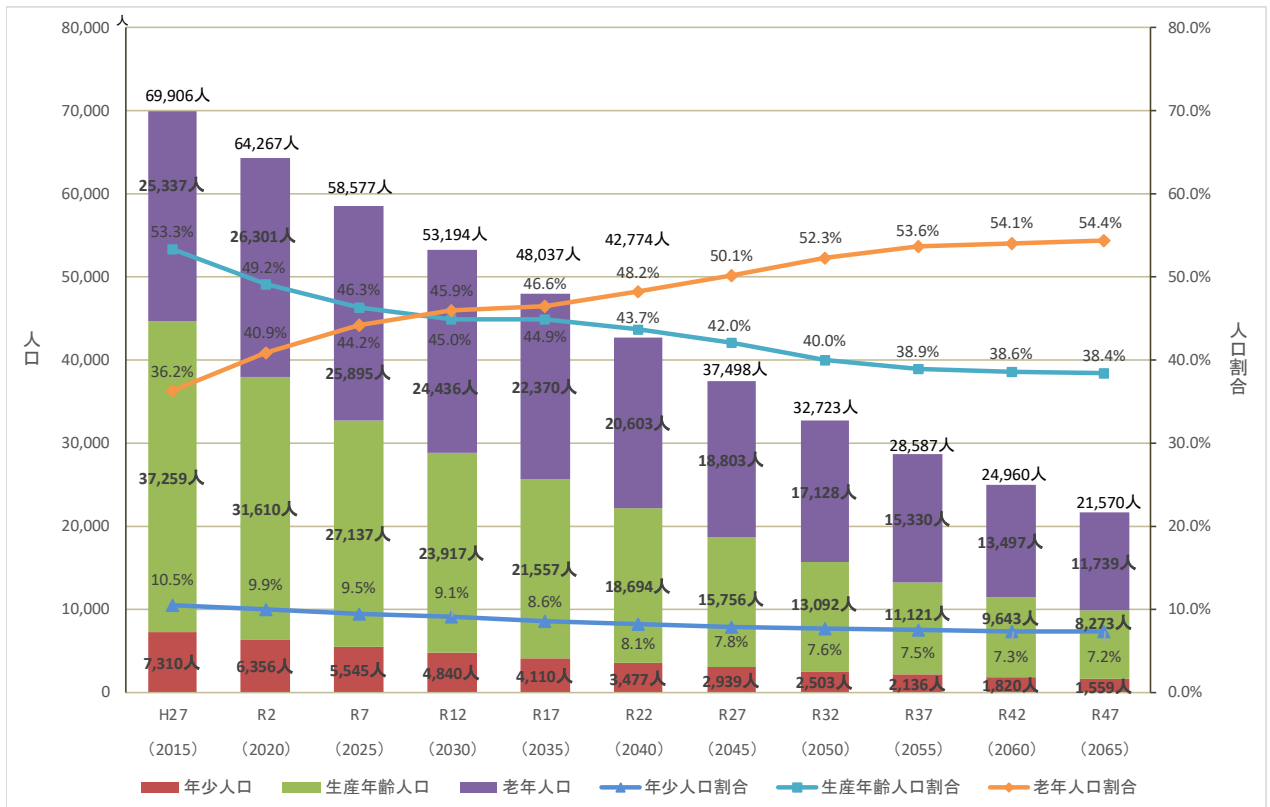
社人研で公表している市町村単位の推計値は令和27年(2045年)までとなっていますが、同様の数値で推移することを前提に令和47年(2065年)まで推計しています。

●総人口の見直し

	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
総人口(人)	69,906	64,267	58,577	53,194	48,037	42,774	37,498	32,723	28,587	24,960	21,570
総人口(2015年を1.0とした指数)	1.0000	0.9193	0.8379	0.7609	0.6872	0.6119	0.5364	0.4681	0.4089	0.3571	0.3086
合計特殊出生率(tfr)		1.5637	1.5474	1.5530	1.5605	1.5636	1.5666	1.5666	1.5666	1.5666	1.5666

●年齢5歳階級別人口の見直し(人)

男女計	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
総数	69,906	64,267	58,577	53,194	48,037	42,774	37,498	32,723	28,587	24,960	21,570
0~4歳	2,076	1,876	1,597	1,369	1,147	967	834	711	599	517	449
5~9歳	2,416	2,081	1,882	1,602	1,372	1,148	966	833	710	599	517
10~14歳	2,818	2,399	2,066	1,869	1,591	1,362	1,139	959	827	704	594
15~19歳	2,803	2,462	2,095	1,802	1,629	1,387	1,186	992	835	720	613
20~24歳	2,041	1,902	1,666	1,417	1,215	1,097	933	798	667	562	484
25~29歳	2,424	1,879	1,741	1,521	1,289	1,104	996	847	724	605	510
30~34歳	3,262	2,411	1,864	1,718	1,495	1,263	1,080	975	829	709	592
35~39歳	3,677	3,270	2,422	1,868	1,713	1,488	1,254	1,072	968	823	704
40~44歳	3,623	3,589	3,194	2,390	1,841	1,683	1,459	1,230	1,052	949	807
45~49歳	3,201	3,562	3,519	3,133	2,358	1,816	1,657	1,437	1,211	1,036	935
50~54歳	4,056	3,155	3,513	3,478	3,099	2,334	1,797	1,640	1,422	1,199	1,025
55~59歳	5,401	4,022	3,128	3,484	3,456	3,082	2,322	1,788	1,632	1,415	1,192
60~64歳	6,771	5,358	3,994	3,107	3,462	3,441	3,072	2,314	1,782	1,626	1,410
65~69歳	5,997	6,603	5,250	3,930	3,059	3,411	3,397	3,033	2,285	1,759	1,605
70~74歳	4,249	5,710	6,285	5,021	3,783	2,946	3,287	3,273	2,922	2,201	1,693
75~79歳	4,788	3,904	5,277	5,827	4,684	3,537	2,760	3,078	3,064	2,736	2,059
80~84歳	5,022	4,075	3,330	4,542	5,047	4,093	3,103	2,421	2,698	2,683	2,397
85~89歳	3,482	3,622	2,997	2,456	3,400	3,815	3,143	2,376	1,853	2,062	2,048
90歳以上	1,799	2,387	2,756	2,660	2,398	2,801	3,112	2,947	2,508	2,056	1,937
(再掲)0~14歳	7,310	6,356	5,545	4,840	4,110	3,477	2,939	2,503	2,136	1,820	1,559
(再掲)15~64歳	37,259	31,610	27,137	23,917	21,557	18,694	15,756	13,092	11,121	9,643	8,273
(再掲)65歳以上	25,337	26,301	25,895	24,436	22,370	20,603	18,803	17,128	15,330	13,497	11,739
(再掲)75歳以上	15,091	13,988	14,360	15,485	15,528	14,245	12,118	10,822	10,123	9,537	8,440
年齢別割合(0~14歳)	10.5%	9.9%	9.5%	9.1%	8.6%	8.1%	7.8%	7.6%	7.5%	7.3%	7.2%
年齢別割合(15~64歳)	53.3%	49.2%	46.3%	45.0%	44.9%	43.7%	42.0%	40.0%	38.9%	38.6%	38.4%
年齢別割合(65歳以上)	36.2%	40.9%	44.2%	45.9%	46.6%	48.2%	50.1%	52.3%	53.6%	54.1%	54.4%



注) 推計式による計算値のため、社人研推計の結果と異なる数値となっています(以下同様)

ii) パターン2

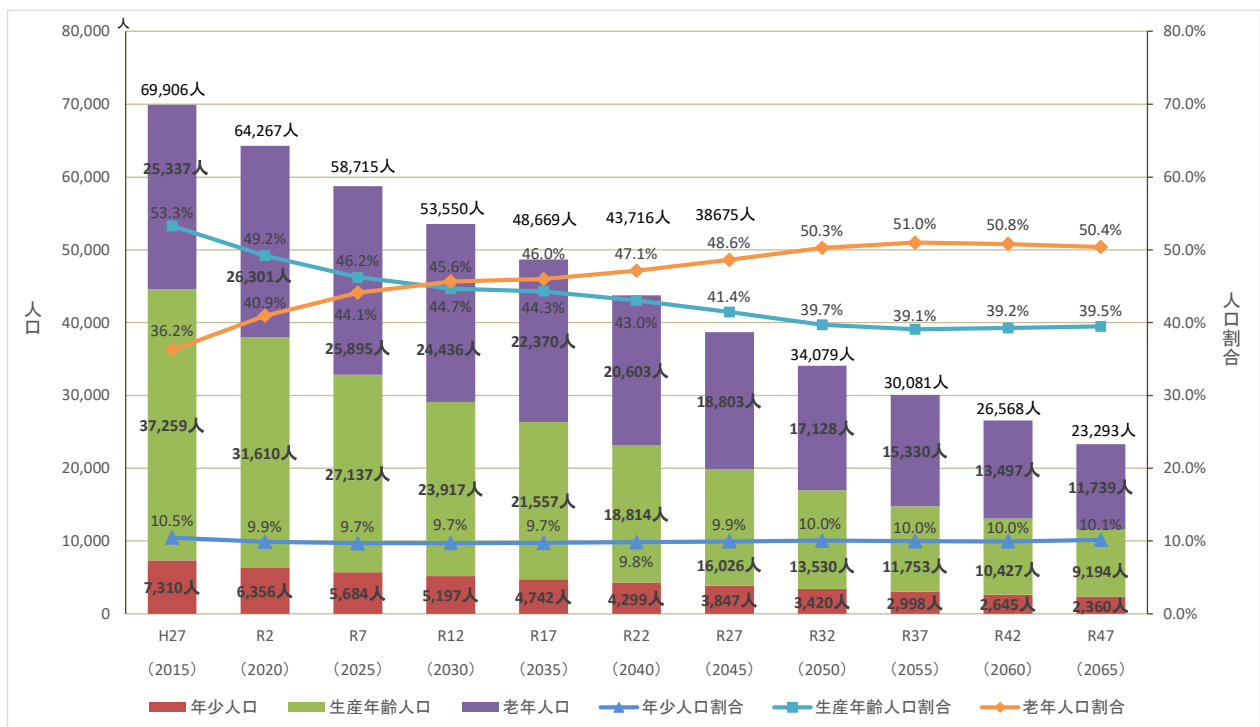
合計特殊出生率が令和12年(2030年)に1.8(希望出生率)、令和22年(2040年)には2.07(人口置換水準)に達する場合として推計しています。

●総人口の見通し

	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
総人口(人)	69,906	64,267	58,715	53,550	48,669	43,716	38,675	34,079	30,081	26,568	23,293
総人口(2015年を1.0とした指数)	1.0000	0.9193	0.8399	0.7660	0.6962	0.6254	0.5532	0.4875	0.4303	0.3801	0.3332
合計特殊出生率(tfr)		1.5637	1.6818	1.8000	1.9350	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700

●年齢5歳階級別人口の見通し(人)

男女計	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
総数	69,906	64,267	58,715	53,550	48,669	43,716	38,675	34,079	30,081	26,568	23,293
0~4歳	2,076	1,876	1,735	1,587	1,422	1,297	1,138	997	874	784	711
5~9歳	2,416	2,081	1,882	1,741	1,591	1,423	1,296	1,137	996	873	783
10~14歳	2,818	2,399	2,066	1,869	1,729	1,579	1,412	1,286	1,128	988	866
15~19歳	2,803	2,462	2,095	1,802	1,629	1,507	1,375	1,230	1,120	983	861
20~24歳	2,041	1,902	1,666	1,417	1,215	1,097	1,014	925	827	753	661
25~29歳	2,424	1,879	1,741	1,521	1,289	1,104	996	920	839	751	684
30~34歳	3,262	2,411	1,864	1,718	1,495	1,263	1,080	975	900	822	735
35~39歳	3,677	3,270	2,422	1,868	1,713	1,488	1,254	1,072	968	894	816
40~44歳	3,623	3,589	3,194	2,390	1,841	1,683	1,459	1,230	1,052	949	877
45~49歳	3,201	3,562	3,519	3,133	2,358	1,816	1,657	1,437	1,211	1,036	935
50~54歳	4,056	3,155	3,513	3,478	3,099	2,334	1,797	1,640	1,422	1,199	1,025
55~59歳	5,401	4,022	3,128	3,484	3,456	3,082	2,322	1,788	1,632	1,415	1,192
60~64歳	6,771	5,358	3,994	3,107	3,462	3,441	3,072	2,314	1,782	1,626	1,410
65~69歳	5,997	6,603	5,250	3,930	3,059	3,411	3,397	3,033	2,285	1,759	1,605
70~74歳	4,249	5,710	6,285	5,021	3,783	2,946	3,287	3,273	2,922	2,201	1,693
75~79歳	4,788	3,904	5,277	5,827	4,684	3,537	2,760	3,078	3,064	2,736	2,059
80~84歳	5,022	4,075	3,330	4,542	5,047	4,093	3,103	2,421	2,698	2,683	2,397
85~89歳	3,482	3,622	2,997	2,456	3,400	3,815	3,143	2,376	1,853	2,062	2,048
90歳以上	1,799	2,387	2,756	2,660	2,398	2,801	3,112	2,947	2,508	2,056	1,937
(再掲)0~14歳	7,310	6,356	5,684	5,197	4,742	4,299	3,847	3,420	2,998	2,645	2,360
(再掲)15~64歳	37,259	31,610	27,137	23,917	21,557	18,814	16,026	13,530	11,753	10,427	9,194
(再掲)65歳以上	25,337	26,301	25,895	24,436	22,370	20,603	18,803	17,128	15,330	13,497	11,739
(再掲)75歳以上	15,091	13,988	14,360	15,485	15,528	14,245	12,118	10,822	10,123	9,537	8,440
年齢別割合(0~14歳)	10.5%	9.9%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.8%	9.9%	10.0%	10.0%	10.1%
年齢別割合(15~64歳)	53.3%	49.2%	46.2%	44.7%	44.3%	43.0%	41.4%	39.7%	39.1%	39.2%	39.5%
年齢別割合(65歳以上)	36.2%	40.9%	44.1%	45.6%	46.0%	47.1%	48.6%	50.3%	51.0%	50.8%	50.4%



iii) パターン3

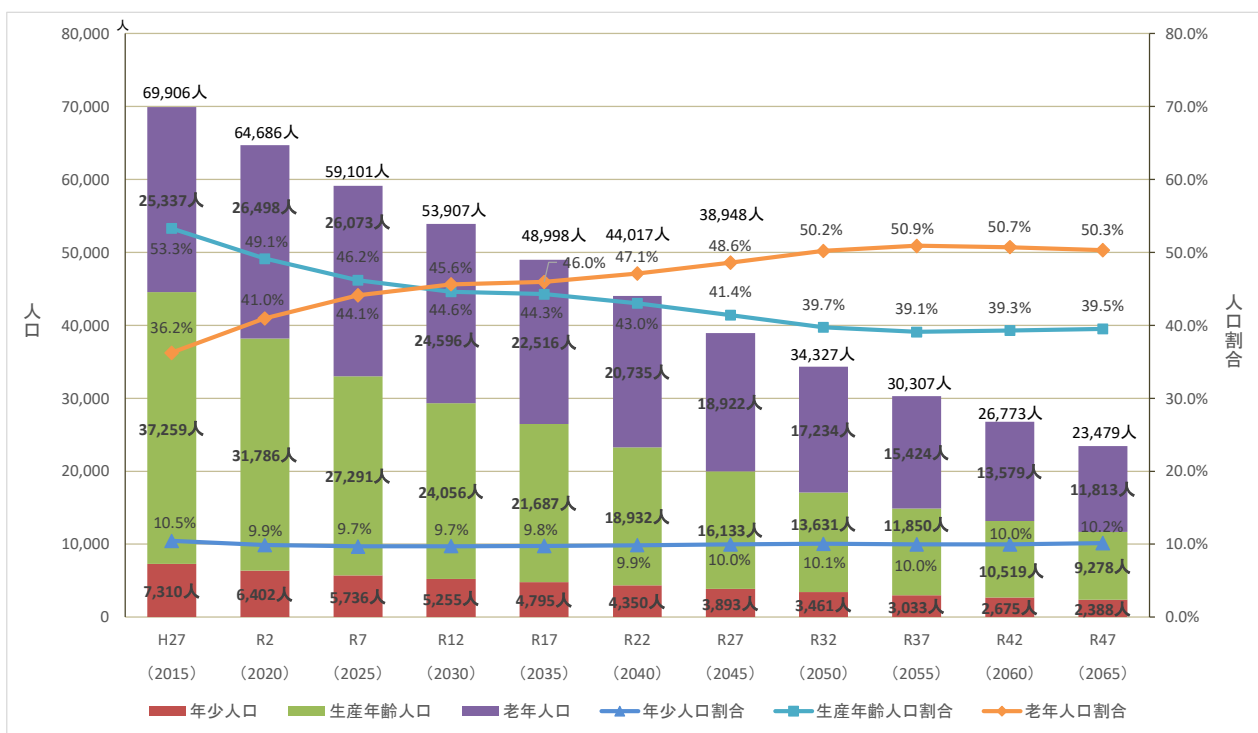
パターン2をベースに、令和2年（2020年）の推計人口を令和2年（2020年）国勢調査による速報値人口に置き換えた場合として推計しています。

●総人口の見通し

	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
総人口(人)	69,906	64,686	59,101	53,907	48,998	44,017	38,948	34,327	30,307	26,773	23,479
総人口(2015年を1.0とした指数)	1.0000	0.9253	0.8454	0.7711	0.7009	0.6297	0.5571	0.4910	0.4335	0.3830	0.3359
合計特殊出生率(tfr)		1.5637	1.6818	1.8000	1.9350	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700

●年齢5歳階級別人口の見通し(人)

男女計	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
総数	69,906	64,686	59,101	53,907	48,998	44,017	38,948	34,327	30,307	26,773	23,479
0～4歳	2,076	1,898	1,755	1,605	1,439	1,313	1,152	1,008	884	793	720
5～9歳	2,416	2,093	1,903	1,760	1,608	1,440	1,312	1,151	1,007	883	792
10～14歳	2,818	2,412	2,078	1,890	1,748	1,596	1,429	1,302	1,142	999	876
15～19歳	2,803	2,477	2,106	1,812	1,648	1,524	1,390	1,244	1,134	995	870
20～24歳	2,041	1,917	1,676	1,424	1,221	1,110	1,025	935	837	762	669
25～29歳	2,424	1,890	1,755	1,529	1,295	1,109	1,007	930	849	759	692
30～34歳	3,262	2,422	1,875	1,731	1,504	1,269	1,086	986	910	831	743
35～39歳	3,677	3,285	2,433	1,879	1,727	1,496	1,260	1,078	979	904	825
40～44歳	3,623	3,609	3,209	2,401	1,852	1,696	1,468	1,236	1,057	960	887
45～49歳	3,201	3,584	3,539	3,147	2,369	1,827	1,670	1,445	1,217	1,041	945
50～54歳	4,056	3,177	3,534	3,497	3,113	2,344	1,808	1,653	1,430	1,204	1,030
55～59歳	5,401	4,042	3,150	3,506	3,475	3,096	2,333	1,799	1,645	1,423	1,198
60～64歳	6,771	5,383	4,014	3,128	3,484	3,460	3,086	2,325	1,792	1,639	1,418
65～69歳	5,997	6,637	5,275	3,950	3,080	3,432	3,416	3,047	2,295	1,770	1,618
70～74歳	4,249	5,751	6,318	5,045	3,802	2,967	3,308	3,292	2,936	2,211	1,703
75～79歳	4,788	3,939	5,316	5,859	4,706	3,555	2,780	3,098	3,082	2,749	2,068
80～84歳	5,022	4,102	3,361	4,577	5,076	4,114	3,120	2,440	2,716	2,699	2,409
85～89歳	3,482	3,654	3,018	2,481	3,429	3,839	3,160	2,390	1,868	2,077	2,061
90歳以上	1,799	2,415	2,785	2,685	2,423	2,828	3,138	2,968	2,526	2,073	1,953
(再掲)0～14歳	7,310	6,402	5,736	5,255	4,795	4,350	3,893	3,461	3,033	2,675	2,388
(再掲)15～64歳	37,259	31,786	27,291	24,056	21,687	18,932	16,133	13,631	11,850	10,519	9,278
(再掲)65歳以上	25,337	26,498	26,073	24,596	22,516	20,735	18,922	17,234	15,424	13,579	11,813
(再掲)75歳以上	15,091	14,110	14,480	15,602	15,633	14,336	12,198	10,896	10,192	9,598	8,491
年齢別割合(0～14歳)	10.5%	9.9%	9.7%	9.7%	9.8%	9.9%	10.0%	10.1%	10.0%	10.0%	10.2%
年齢別割合(15～64歳)	53.3%	49.1%	46.2%	44.6%	44.3%	43.0%	41.4%	39.7%	39.1%	39.3%	39.5%
年齢別割合(65歳以上)	36.2%	41.0%	44.1%	45.6%	46.0%	47.1%	48.6%	50.2%	50.9%	50.7%	50.3%



iv) パターン4

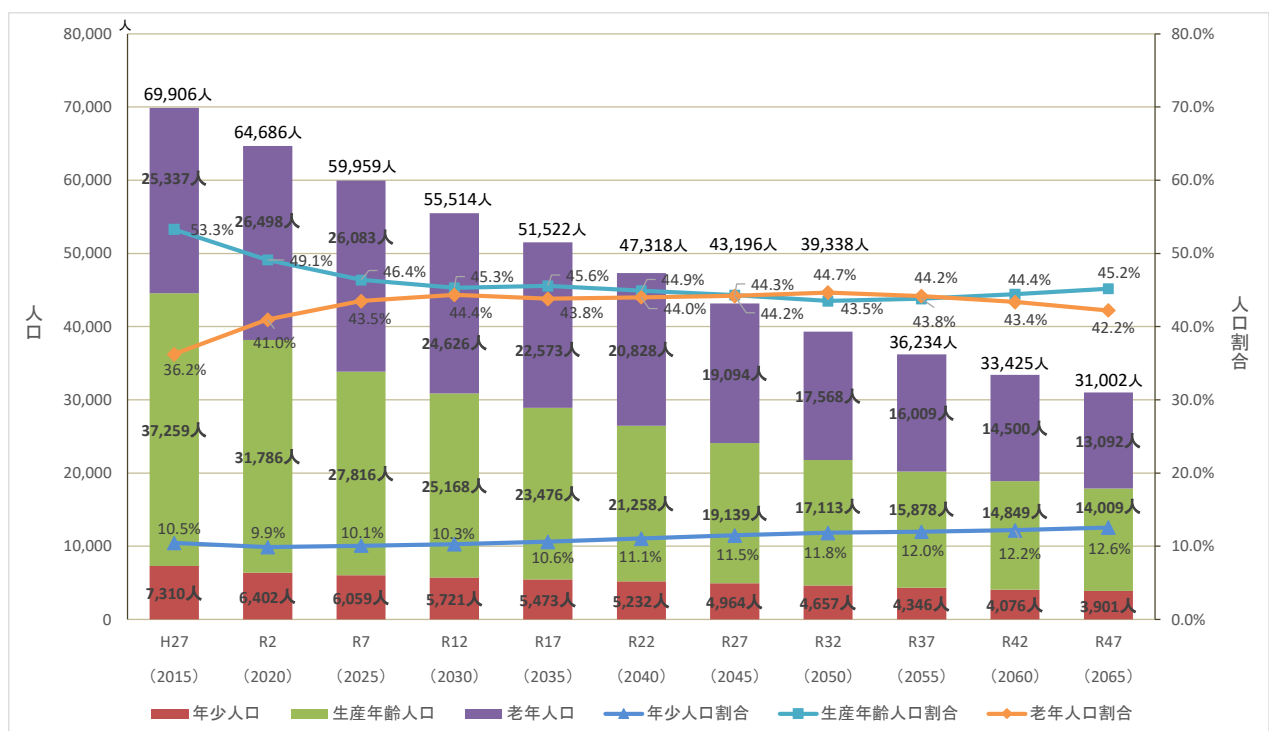
パターン3をベースに、若い世代の移住・定住促進化施策の積極的な取り組みにより、社会減が年間200人に減少した場合として推計しています。

●総人口の見直し

	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
総人口(人)	69,906	64,686	59,959	55,514	51,522	47,318	43,196	39,338	36,234	33,425	31,002
総人口(2015年を1.0とした指数)	1.0000	0.9253	0.8577	0.7941	0.7370	0.6769	0.6179	0.5627	0.5183	0.4781	0.4435
合計特殊出生率(tfr)		1.5637	1.6818	1.8000	1.9350	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700	2.0700

●年齢5歳階級別人口の見直し(人)

男女計	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
総数	69,906	64,686	59,959	55,514	51,522	47,318	43,196	39,338	36,234	33,425	31,002
0～4歳	2,076	1,898	1,813	1,732	1,650	1,578	1,468	1,346	1,265	1,197	1,169
5～9歳	2,416	2,093	2,063	1,835	1,896	1,667	1,737	1,483	1,505	1,280	1,356
10～14歳	2,818	2,412	2,183	2,154	1,927	1,987	1,759	1,828	1,576	1,598	1,375
15～19歳	2,803	2,477	2,146	1,944	1,918	1,720	1,770	1,572	1,632	1,412	1,432
20～24歳	2,041	1,917	1,701	1,475	1,334	1,317	1,181	1,215	1,081	1,122	974
25～29歳	2,424	1,890	1,820	1,617	1,408	1,277	1,260	1,137	1,168	1,047	1,084
30～34歳	3,262	2,422	1,985	1,905	1,700	1,489	1,360	1,343	1,223	1,253	1,134
35～39歳	3,677	3,285	2,543	2,100	2,011	1,802	1,589	1,460	1,444	1,324	1,355
40～44歳	3,623	3,609	3,304	2,605	2,164	2,070	1,862	1,653	1,528	1,511	1,394
45～49歳	3,201	3,584	3,589	3,291	2,620	2,185	2,089	1,884	1,678	1,554	1,538
50～54歳	4,056	3,177	3,544	3,557	3,264	2,602	2,172	2,077	1,874	1,671	1,548
55～59歳	5,401	4,042	3,160	3,526	3,544	3,257	2,599	2,171	2,076	1,875	1,672
60～64歳	6,771	5,383	4,024	3,148	3,513	3,539	3,256	2,601	2,173	2,079	1,878
65～69歳	5,997	6,637	5,280	3,965	3,105	3,466	3,499	3,220	2,573	2,151	2,058
70～74歳	4,249	5,751	6,323	5,054	3,821	2,996	3,346	3,377	3,108	2,484	2,076
75～79歳	4,788	3,939	5,316	5,864	4,716	3,573	2,807	3,134	3,161	2,910	2,324
80～84歳	5,022	4,102	3,361	4,577	5,080	4,122	3,136	2,463	2,747	2,769	2,550
85～89歳	3,482	3,654	3,018	2,481	3,429	3,842	3,166	2,402	1,886	2,101	2,115
90歳以上	1,799	2,415	2,785	2,685	2,423	2,828	3,139	2,972	2,534	2,085	1,970
(再掲)0～14歳	7,310	6,402	6,059	5,721	5,473	5,232	4,964	4,657	4,346	4,076	3,901
(再掲)15～64歳	37,259	31,786	27,816	25,168	23,476	21,258	19,139	17,113	15,878	14,849	14,009
(再掲)65歳以上	25,337	26,498	26,083	24,626	22,573	20,828	19,094	17,568	16,009	14,500	13,092
(再掲)75歳以上	15,091	14,110	14,480	15,606	15,647	14,365	12,249	10,971	10,329	9,865	8,959
年齢別割合(0～14歳)	10.5%	9.9%	10.1%	10.3%	10.6%	11.1%	11.5%	11.8%	12.0%	12.2%	12.6%
年齢別割合(15～64歳)	53.3%	49.1%	46.4%	45.3%	45.6%	44.9%	44.3%	43.5%	43.8%	44.4%	45.2%
年齢別割合(65歳以上)	36.2%	41.0%	43.5%	44.4%	43.8%	44.0%	44.2%	44.7%	44.2%	43.4%	42.2%



(2) 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

① 産業や雇用への影響

少子高齢化の進行によって、栗原市の基幹産業である農業においては、担い手不足と耕作放棄地の増加が懸念されます。このことにより農畜産物の生産量が減少し、ブランド力が低下する恐れがあります。

また、生産年齢人口が減少し労働力や生産力が不足することによって、雇用の質と量が低下する恐れがあり、企業の撤退をはじめ産業活動の縮小が予測されます。

② 地域生活への影響

人口減少に伴い消費が減少し、地域経済も縮小することが懸念されます。このことにより、一定の人口規模で成り立つ生活関連サービスが撤退し、日常生活の利便性が低下する恐れがあります。

また、若年層の流出と少子化によって、地域内の高齢化が進展し、自治会など地域コミュニティを維持するのが困難になることが予測されます。

これまで、「自助」「共助」「公助」の精神で進めてきた市民協働のまちづくりも、地域力の低下によって崩壊する恐れがあります。

③ 社会保障制度への影響

高齢化の進展により、年金、医療、介護などの社会保障に要する費用が増加し、現役世代の負担が増大する恐れがあります。

また、給付と負担のバランスが崩れることで、将来にわたり社会保障制度を維持していくことへの影響も懸念されます。

④ 行財政サービスへの影響

人口減少によって税収や地方交付税など歳入の減少が見込まれますが、義務的経（人件費、扶助費、公債費）は一定程度の水準で推移することが予測されます。

このため、財政の硬直化が進み、行政サービスの低下が懸念されます。

また、公共施設については、老朽化による施設更新への対応は勿論、通常の維持管理も困難になり、施設の統廃合が加速する恐れがあります。

(3) 人口の将来展望

① 目指すべき将来の方向

人口減少の加速化を食い止めるためには、出生数の上昇と社会増につながる取り組みが必要です。

進学により転出した若者が地元に戻って就職し、結婚・出産・子育てを経て、次の世代も同様のサイクルとなることが重要であり、「栗原に住んで良かった」「栗原にずっと住み続けたい」と思ってもらえるよう、引き続き対策に取り組んでいかなければなりません。

このため、「しごとづくり」「ひとづくり」「まちづくり」に関する施策を有機的に組み合わせ、栗原市総合計画に掲げる「市民が創る くらしたい栗原」の実現を目指すものとします。

② 人口の将来展望

前述したように、社人研推計に準拠した栗原市の将来の総人口は、令和27年（2045年）には平成27年（2015年）対比で4割以上減、令和47年（2065年）には同約7割減の21,570人と予測されています。

本ビジョンでは、若い世代が抱える結婚・出産・子育てに対する不安を解消するとともに、安心して働き続けられる雇用の場を確保することにより、合計特殊出生率が令和12年（2030年）に1.8（希望出生率）に達し、令和22年（2040年）には2.07（人口置換水準）に達することを目標とします。

同時に、若い世代の転出の抑制と移住・定住促進策に積極的に取り組み、進学や就職を要因とする社会減の幅が大きい年代層の純移動率を抑えることによって、パターン4の推計のとおり、令和47年（2065年）の総人口を、社人研準拠の推計値より約9,400人多い31,002人を目指すものとします。

